

**第2期斑鳩町  
子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年度～6年度)**

**令和2年3月**

**斑 鳩 町**





親と子の笑顔きらめく

子育て応援のまちづくりをめざして

近年、我が国では、少子化にともなう核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、時代の変遷とともに、大きく変化しています。

こうした子育てを取り巻く様々な課題に対応するためには、子育てをそれぞれの家庭だけの役割として考えるのではなく、次代を担う子どもたちの健やかな成長を、地域社会全体で支えあう体制づくりをすすめていく必要があります。

このような背景を踏まえ、本町では、悠久の歴史により培われてきた郷土斑鳩を次代の子どもたちに責任をもって引き継ぐことができるよう、和の精神のもと、町民のみなさまと共に、「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまち」の実現をめざすとともに、平成29年度には『斑鳩町子育て応援宣言』を制定し、子どもの育ちを支え、子育てを応援するという町の基本姿勢を内外に発信してきました。

第2期計画では、第1期計画を継承しつつ、町の各部署において、さまざまな子育て支援施策を実施・拡充してまいりますとともに、住民の誰もが地域の子育てに参加できるまちづくりを推進し、地域が一体となって子育て家庭を支えるまちをめざします。今後も、住民、事業所、行政等が協働して子育てにかかわり、子どもの健やかな成長、発達を支えていくことで、子どもたちの可能性を豊かに伸ばしていくことができると考えています。

おわりに、この計画策定にあたりご審議いただきました斑鳩町子ども・子育て会議委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見をいただきました町民のみなさまに心より感謝を申し上げます。

令和2年3月

斑鳩町長 中西 和夫



## 「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」の実現

『子育て応援宣言』は、『斑鳩町子ども・子育て支援事業計画』の基本理念に掲げる「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」の実現に向け、子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進する基本姿勢について明確にして内外に発信するため宣言するものです。

### 子育て応援宣言

子どもたちは、その一人ひとりがそれぞれに個性や能力、夢を持ったかけがえのない存在であり、未来の希望です。

この子どもたちが、心豊かで健やかに成長することは、町民すべての願いであり、大人の責任です。

そのため、斑鳩町は、「このまちで子どもを産みたい、育てたい。そして、いつまでもこのまちで暮らしたい。」と誰もが実感できるまちをめざし、町民一人ひとりが子どもたちを見守りながら、育むとともに、家庭、地域、事業者及び行政が力を合わせて子育てを応援するため、ここに「斑鳩町子育て応援宣言」を行います。

平成29年6月21日 奈良県斑鳩町



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の期間 .....	2
3 計画の位置づけ .....	3
第2章 子どもと子育て家庭をとりまく状況 .....	4
1 人口や世帯の動向 .....	4
2 本町の出生に関する動向 .....	9
3 就労状況の推移 .....	11
4 保育所・幼稚園などの利用状況 .....	13
5 母子保健の状況 .....	19
6 地域子育て支援センターの利用状況 .....	24
7 児童虐待の状況 .....	25
8 ニーズ調査結果 .....	27
9 第1期計画の進捗状況 .....	35
10 ニーズ調査からみた新たな課題 .....	40
第3章 事業計画の体系について .....	41
1 基本理念 .....	41
2 基本方針 .....	41
3 施策体系 .....	43
第4章 教育・保育・地域の子育て支援について .....	44
1 教育・保育提供区域の設定 .....	44
2 教育・保育の量の見込み・確保の内容・実施時期 .....	45
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期 .....	48
4 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制確保の内容 .....	60
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 .....	61
6 障害児施策の充実 .....	61
7 児童虐待防止の取組み .....	62

第5章 母子保健事業について .....	63
1 基本的な考え方 .....	64
2 重点施策 .....	67
3 方針別成果指標 .....	68
第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進 .....	71
1 身近に支えがあり、仲間がいるまち .....	71
2 安心して元気に子育てできるまち .....	79
3 心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち .....	82
4 ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち .....	89
第7章 計画の推進体制について .....	92
1 計画の推進、点検・評価について .....	92
参考資料 .....	94
1 計画の策定経過 .....	94
2 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例 .....	95
3 斑鳩町子ども・子育て会議委員名簿 .....	97



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成2年の「1.57ショック」を契機に出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることが問題となり、国はさまざまな少子化対策に取り組んできました。しかしながら、少子化は依然進行しており、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。そして、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実をはかることを目的とし、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざしてきました。

その後、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現にむけ、多様な保育サービスの充実や働き方改革の推進等の対応策を掲げたロードマップが示され、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」において、平成30年度から令和4年度末までに女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備するとし、後に同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、令和2年度末までに32万人分の受け皿整備を行うこととされました。

また、「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化の施策を推進するとされ、平成30年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇をふまえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することなどをめざしています。

こうした中、斑鳩町（以下「本町という。」）では、平成27年度に「斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」を基本理念に、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや学童保育室などの地域子ども・子育て支援事業についても提供体制を整備し、住民の誰もが地域の子育てにさらに参加できるまちづくりを推進してきました。

また、平成29年度には「子育て応援宣言」を制定し、子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進する基本姿勢について明確に内外に発信してきました。

「第2期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画という。」）」は、第1期計画を継承しつつ、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組みを計画的に推進し、国や県の動向や町の現状をふまえるとともに、既存計画との整合性もはかりながら、子どもの笑顔が見えるまちづくりをめざして策定するものです。

## 2 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、さまざまな状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

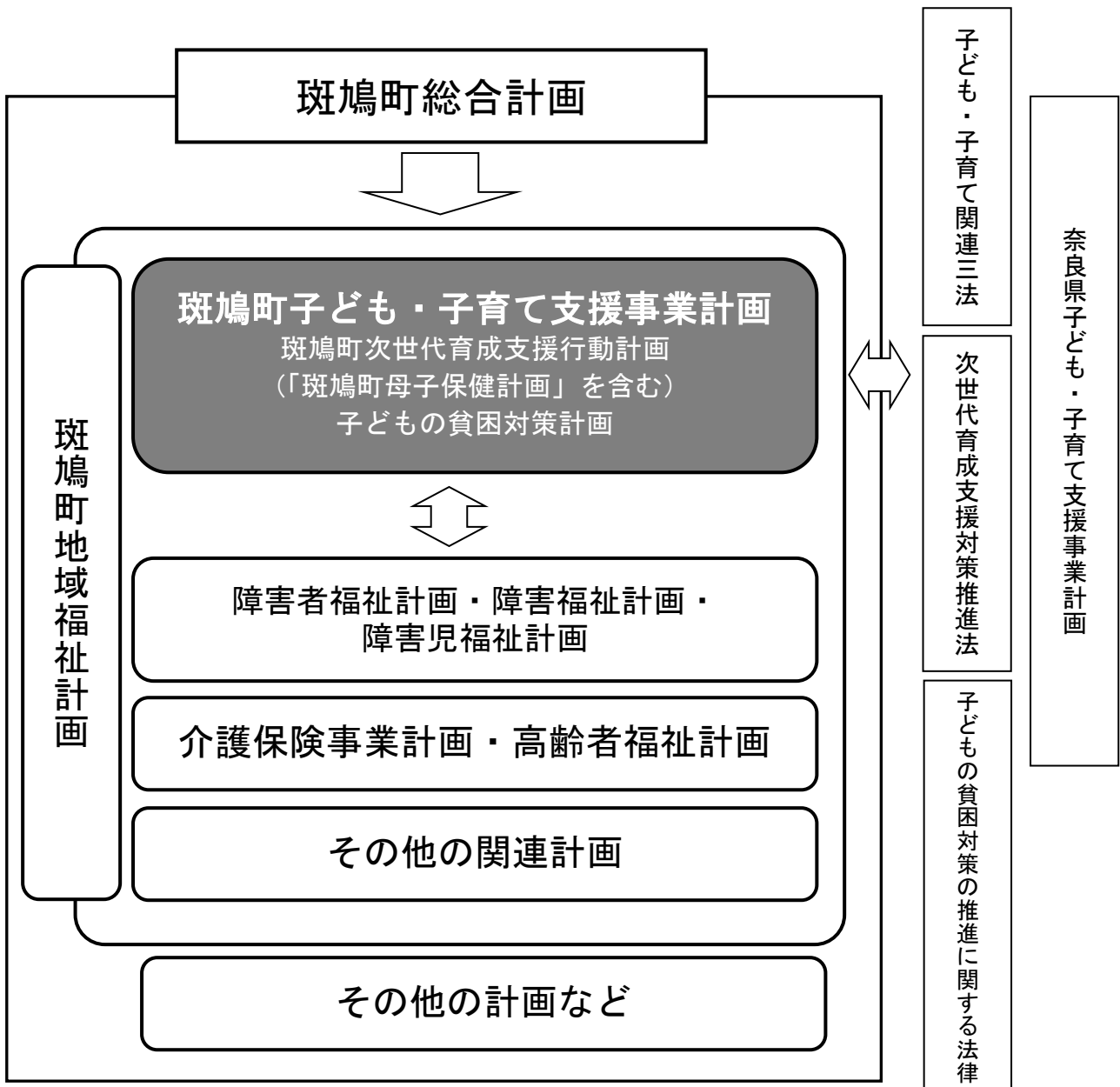
平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
第1期子ども・子育て 支援事業計画					第2期子ども・子育て 支援事業計画				

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため策定するものです。

また、本町の上位計画である「斑鳩町総合計画」や地域福祉の方針を定める「斑鳩町地域福祉計画」を子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、関連する分野別計画である「障害児福祉計画」などと調和のとれた計画とします。

さらに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「斑鳩町次世代育成支援行動計画」（「斑鳩町母子保健計画」を含む）および「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」を一体とした計画とします。



## 第2章 子どもと子育て家庭をとりまく状況

### 1 人口や世帯の動向

#### (1) 人口の推移

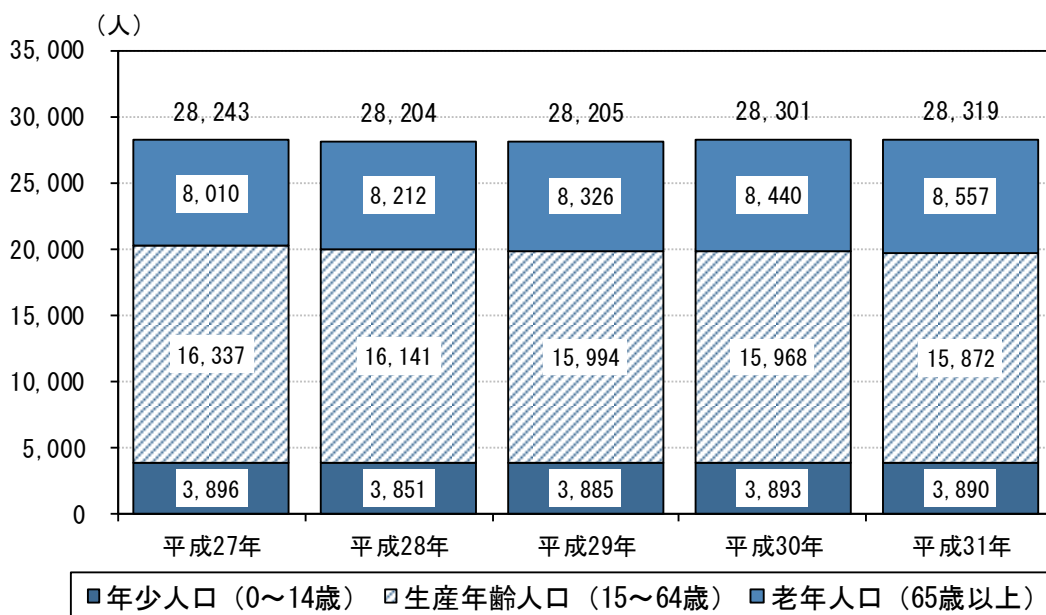
本町の総人口は、平成28年から増加傾向で推移しており、平成31年には28,319人となっています。また、年齢構成に大きな変化はありませんが、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加しています。

図表 人口の推移

単位：人、%

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人口	総人口	28,243	28,204	28,205	28,301	28,319
	年少人口（0～14歳）	3,896	3,851	3,885	3,893	3,890
	生産年齢人口（15～64歳）	16,337	16,141	15,994	15,968	15,872
	老年人口（65歳以上）	8,010	8,212	8,326	8,440	8,557
構成比	年少人口（0～14歳）	13.8	13.7	13.8	13.8	13.7
	生産年齢人口（15～64歳）	57.8	57.2	56.7	56.4	56.0
	老年人口（65歳以上）	28.4	29.1	29.5	29.8	30.2

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



## (2) 世帯数の推移（世帯数および世帯人員、世帯構成の推移）

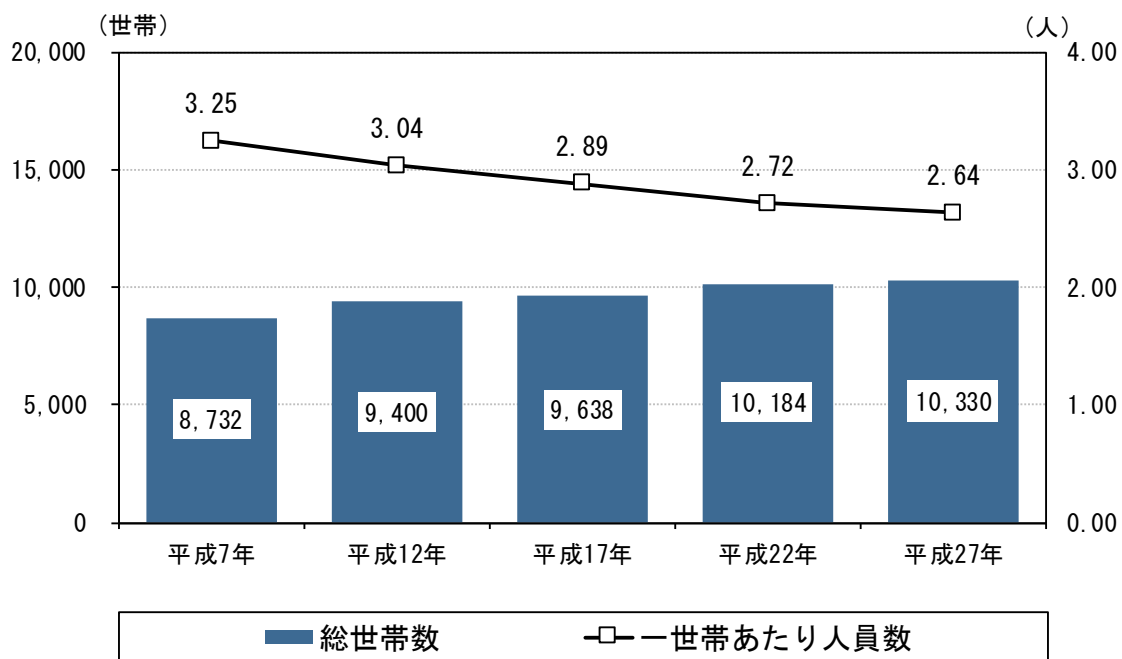
本町の総世帯数は増加傾向にあり、平成27年には10,330世帯となっています。また、一世帯あたりの世帯人員数は減少傾向にあり、平成27年には2.64人となっています。

図表 世帯数の推移

単位：世帯、人

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	斑鳩町	8,732	9,400	9,638	10,184	10,330
	奈良県	456,849	486,896	503,068	523,523	530,221
	全国	44,107,856	47,062,743	49,566,305	51,950,504	53,448,685
一世帯あたり人員	斑鳩町	3.25	3.04	2.89	2.72	2.64
	奈良県	3.13	2.96	2.83	2.68	2.57
	全国	2.85	2.70	2.58	2.46	2.38

資料：国勢調査



### (3) 児童人口の推移

本町の0～5歳人口は、平成27年から減少傾向で推移していましたが、平成31年で増加しており、1,442人となっています。また、平成31年の6～11歳人口は1,671人で、平成28年から概ね増加傾向にあり、0～11歳合計でみると、平成28年以降は増加傾向にあります。

令和2年以降の推計人口については、0～11歳合計で減少していくことが予想されます。

図表 0歳～11歳の人口

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	196	197	246	200	217
1歳児	240	202	208	265	210
2歳児	252	253	216	216	277
3歳児	275	254	264	227	224
4歳児	280	271	256	270	236
5歳児	268	286	272	256	278
0～5歳合計	1,511	1,463	1,462	1,434	1,442
6歳児(小1)	276	268	289	282	259
7歳児(小2)	285	275	266	289	284
8歳児(小3)	266	287	283	271	288
9歳児(小4)	237	265	284	280	272
10歳児(小5)	275	234	266	287	280
11歳児(小6)	274	276	235	266	288
6～11歳合計	1,613	1,605	1,623	1,675	1,671
0～11歳合計	3,124	3,068	3,085	3,109	3,113

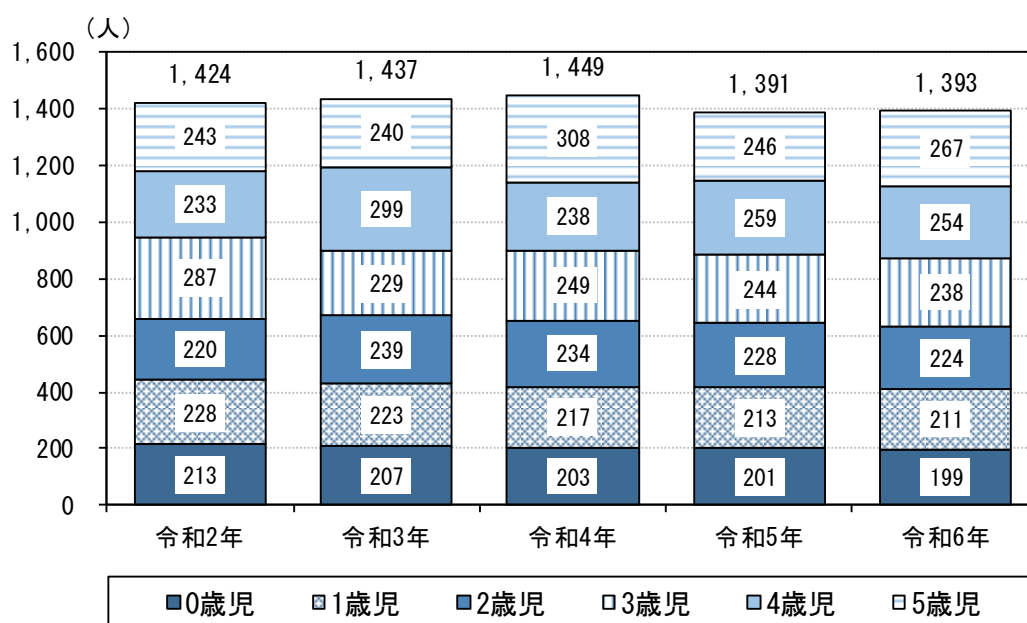
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表 0歳～11歳の人口（推計人口）

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	213	207	203	201	199
1歳児	228	223	217	213	211
2歳児	220	239	234	228	224
3歳児	287	229	249	244	238
4歳児	233	299	238	259	254
5歳児	243	240	308	246	267
0～5歳合計	1,424	1,437	1,449	1,391	1,393
6歳児(小1)	282	246	243	313	249
7歳児(小2)	261	284	248	245	315
8歳児(小3)	283	260	282	247	244
9歳児(小4)	289	284	261	283	248
10歳児(小5)	272	289	284	261	283
11歳児(小6)	281	273	290	285	262
6～11歳合計	1,668	1,636	1,608	1,634	1,601
0～11歳合計	3,092	3,073	3,057	3,025	2,994

資料：住民基本台帳（平成27年～平成31年）を用いてコーホート変化率法により推計



#### (4) 18歳未満の児童のいる世帯数

本町の平成27年の18歳未満の児童のいる世帯数は2,644世帯で、全国や奈良県と同様に、平成12年以降は減少傾向にあります。

図表 18歳未満の児童のいる一般世帯数

単位：世帯、人

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	斑鳩町	3,011	2,722	2,691	2,644
	奈良県	152,600	140,402	132,131	122,682
	全国	13,051,056	12,403,146	11,989,891	11,471,850
一般世帯人員	斑鳩町	12,792	11,182	10,677	10,419
	奈良県	653,055	584,050	535,029	490,358
	全国	55,400,517	51,284,197	48,382,410	45,640,438
18歳未満一般世帯人員	斑鳩町	5,167	4,603	4,533	4,524
	奈良県	265,421	240,674	224,913	208,582
	全国	22,787,927	21,211,242	20,338,331	19,381,484

資料：国勢調査

### (5) 婚姻・離婚の推移

本町の婚姻件数は、各年ともに増減しながら推移しており、平成 29 年は 108 件となっています。また、離婚件数についても各年ともに増減しながら推移しており、平成 29 年は 40 件となっています。

図表 婚姻・離婚の推移

単位：件

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
婚姻件数	斑鳩町	114	110	116	117	108
	奈良県	6,143	6,002	5,691	5,628	5,492
離婚件数	斑鳩町	50	35	38	32	40
	奈良県	2,266	2,225	2,309	2,183	2,055

資料：奈良県保健衛生統計

### (6) 階級別母親の出産年齢

本町の母親の出産年齢は、各年とも 30～34 歳が最も多くなっています。

図表 階級別母親の出産年齢

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
15 歳未満	—	—	—	1	—
15～19 歳	—	1	2	4	2
20～24 歳	18	13	19	17	12
25～29 歳	54	60	55	60	52
30～34 歳	95	70	71	84	67
35～39 歳	60	44	42	55	49
40～44 歳	9	19	9	15	9
45～49 歳	—	—	—	—	1
50 歳以上	—	—	—	—	—
計	236	207	198	236	192

資料：人口動態統計



## 2 本町の出生に関する動向

### (1) 出生数の推移

本町の出生数については、各年ともに増減しながら推移しており、平成 29 年は 192 人となっています。また、出生率についても各年ともに増減しながら推移しており、平成 29 年は 7.1%となっています。

図表 出生数

単位：人、%

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数	斑鳩町	236	207	198	236	192
人口千人あたりの出生率	斑鳩町	8.7	7.6	7.3	8.7	7.1
	奈良県	7.4	7.1	7.3	7.0	6.7
	全国	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料：人口動態調査、斑鳩町住民基本台帳人口移動状況

### (2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率については、各年ともに増減しながら推移しており、平成 29 年は 1.30 となっています。

図表 合計特殊出生率

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
斑鳩町	1.43	1.30	1.31	1.55	1.30
奈良県	1.31	1.27	1.38	1.36	1.33
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：人口動態調査、健康対策課

※合計特殊出生率とは、出産期と位置付ける 15 歳～49 歳の女性の年齢別出生率を足した値をいいます。

### (3) 体重別出生数の推移等

本町の 2,500 g 未満の出生児数については、各年ともに増減しながら推移しており、平成 29 年は 17 人となっています。

図表 体重別出生数

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
低出生体重児数 (1,500 g 以上 2,500 g 未満)	17	10	14	22	17
極低出生体重児数 (1,500 g 未満)	0	0	2	1	1

資料：奈良県保健衛生統計

#### (4) 乳児死亡等の推移

本町の乳児死亡数については、各年0～1人で推移しています。また、死産数は3～8人、周産期死亡数は0～3人となっています。

##### ■死亡数

図表 死亡数

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
新生児死亡数	0	0	1	1	0
乳児死亡数	0	0	1	1	0

資料：奈良県保健衛生統計

※新生児死亡数とは、生後4週未満の死亡数

※乳児死亡数とは、生後1年未満の死亡数

##### ■死産数

図表 死産数

単位：人

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
計		3	5	4	8	3
内訳	自然	1	5	3	5	1
	人工	2	0	1	3	2

資料：奈良県保健衛生統計

※死産数とは、妊娠満12週（第4月）以降の死児の出産

##### ■周産期死亡数

図表 周産期死亡数

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
周産期死亡数	0	1	2	3	0

資料：奈良県保健衛生統計

※周産期死亡数とは、「妊娠満28週以後の死産数」「早期新生児（生後1週未満）死亡数」合計

### 3 就労状況の推移

#### (1) 男女別労働力人口

本町の平成 27 年の労働力人口は男性が 6,915 人、女性が 5,249 人で、男性の労働力率は減少傾向にあるものの、女性の労働力率は横ばい状態にあります。

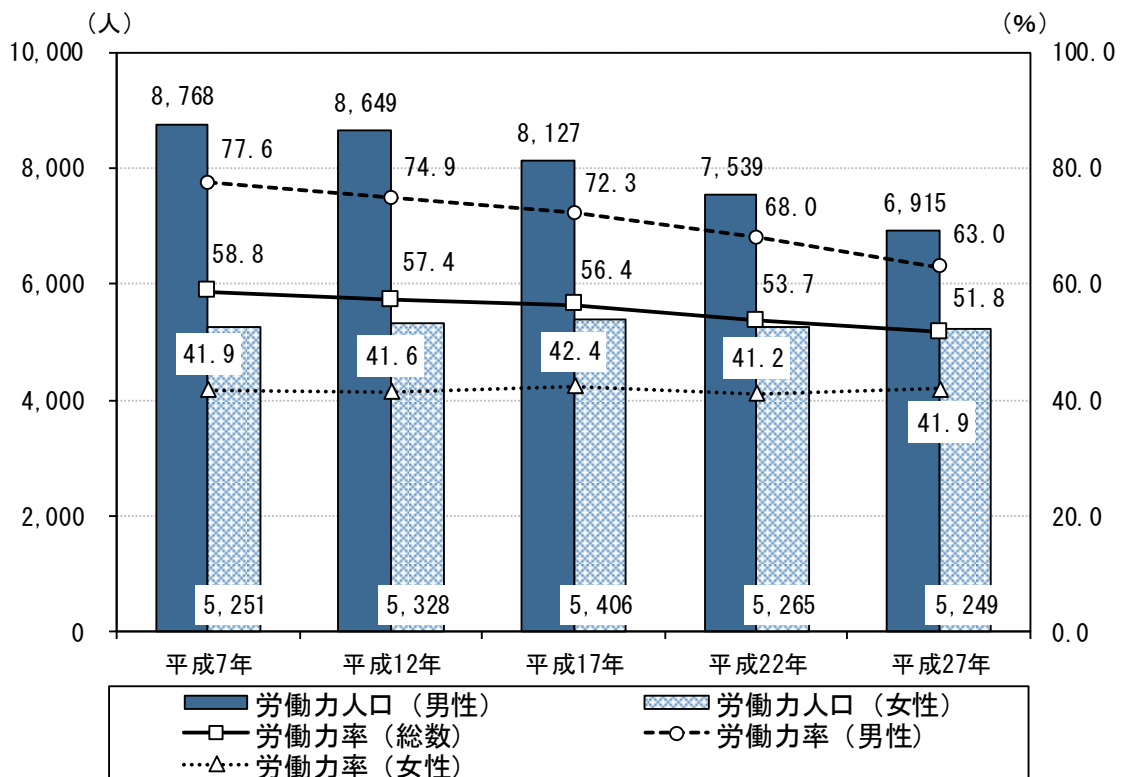
図表 男女別労働力人口

単位：人

		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
労働力人口	計	14,019	13,977	13,533	12,804	12,164
	男性	8,768	8,649	8,127	7,539	6,915
	女性	5,251	5,328	5,406	5,265	5,249
総数	計	23,840	24,362	23,976	23,864	23,494
	男性	11,302	11,543	11,235	11,079	10,969
	女性	12,538	12,819	12,741	12,785	12,525

資料：国勢調査

※労働力人口とは、15 歳以上の人口のうち、就業者・完全失業者の合計です。学生や専業主婦など職を求めない者の合計は非労働力人口といいます。



## (2) 女性の就労状況

本町の女性の就業率は平成27年では40.5%で、全国の45.4%、奈良県の40.9%より低くなっており、平成22年と比較すると、全ての年齢層で就業率が増加しています。

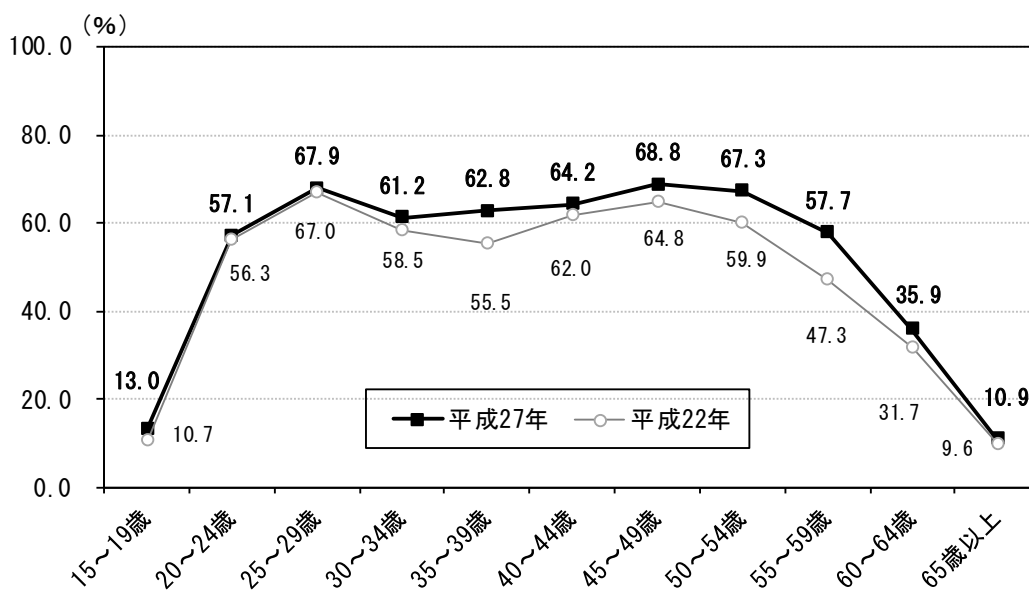
また、全国、奈良県と比較すると、25～34歳では本町の実業率が全国、奈良県に比べて低くなっています。

図表 女性の年齢別就業率

単位：人、%

	平成22年					平成27年				
	斑鳩町			奈良県 就業率	全国 就業率	斑鳩町			奈良県 就業率	全国 就業率
	総数	就業人口	就業率			総数	就業人口	就業率		
計	12,785	4,992	39.0	39.0	44.7	12,525	5,076	40.5	40.9	45.4
15～19歳	673	72	10.7	11.8	13.3	622	81	13.0	11.7	12.9
20～24歳	645	363	56.3	57.0	60.3	587	335	57.1	56.1	58.6
25～29歳	766	513	67.0	66.4	67.1	579	393	67.9	69.9	68.2
30～34歳	910	532	58.5	56.6	60.6	747	457	61.2	61.8	63.3
35～39歳	1,062	589	55.5	53.4	60.4	944	593	62.8	60.9	64.1
40～44歳	973	603	62.0	58.6	65.1	1,071	688	64.2	64.6	67.9
45～49歳	870	564	64.8	63.1	69.3	964	663	68.8	67.4	70.3
50～54歳	843	505	59.9	60.3	68.1	849	571	67.3	65.8	70.3
55～59歳	1,017	481	47.3	49.4	59.7	807	466	57.7	58.6	65.0
60～64歳	1,307	414	31.7	33.4	44.0	978	351	35.9	39.7	49.1
65歳以上	3,719	356	9.6	10.6	13.8	4,377	478	10.9	12.3	15.9

資料：国勢調査



## 4 保育所・幼稚園などの利用状況

### (1) 保育所の利用状況

本町内の保育所は平成 27 年度からたつた保育園、あわ保育園、斑鳩黎明保育園の 3 か所となっており、令和元年度は定員合計 545 人に対して園児数が 534 人、充足率は 98.0%となっています。

また、町外の保育施設の利用者は、令和元年度で 22 人となっています。

図表 町内保育所の状況

単位：か所、人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公立保育所数	2	2	2	2	2
私立保育所数	1	1	1	1	1
定員数	485	485	485	545	545
入園児童数	394	438	440	496	534
うち 0 歳児	19	21	26	23	17
うち 1 歳児	66	69	58	103	92
うち 2 歳児	85	92	84	76	125
うち 3 歳児	75	93	99	98	90
うち 4 歳児	83	76	94	104	102
うち 5 歳児	66	87	79	92	108
充足率	81.2	90.3	90.7	91.0	98.0

資料：福祉子ども課 各年度 4 月 1 日現在

図表 町外保育施設利用者

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入園児童数	68	61	52	42	22
うち 0 歳児	2	3	5	1	1
うち 1 歳児	9	4	5	12	1
うち 2 歳児	11	11	7	4	4
うち 3 歳児	16	11	9	5	2
うち 4 歳児	17	14	11	8	5
うち 5 歳児	13	18	15	12	9

資料：福祉子ども課 各年度 4 月 1 日現在

## (2) 障害児保育の状況

令和元年度の障害児保育の利用者は5人となっており、近年の利用者は5人以下で推移しています。

図表 障害児保育

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実人数	4	4	3	4	5

資料：福祉子ども課 各年度4月1日現在

## (3) 地域型保育事業の利用状況

本町内の地域型保育事業所は令和元年度で1か所で、定員合計19人に対して令和元年度は園児数が18人、充足率は94.7%となっています。

図表 町内地域型保育事業の状況

単位：か所、人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小規模保育事業所数	0	0	1	1	1
定員数			19	19	19
入園児童数			14	24	18
うち0歳児			1	2	2
うち1歳児			10	8	4
うち2歳児			3	14	12
充足率			73.7	126.3	94.7

資料：福祉子ども課 各年度4月1日現在

## (4) 待機児童の状況

本町の待機児童は、令和元年度で0人となっています。

図表 待機児童の状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
待機児童数	0	0	0	0	0
うち0歳児	0	0	0	0	0
うち1歳児	0	0	0	0	0
うち2歳児	0	0	0	0	0
うち3歳児	0	0	0	0	0
うち4歳児	0	0	0	0	0
うち5歳児	0	0	0	0	0

資料：福祉子ども課 各年度4月1日現在

## (5) 幼稚園の利用状況

本町内の幼稚園は公立が3園、私立が1園あり、定員合計800人に対して、令和元年度の園児数は354人となっています。

また、町外の幼稚園への入園児童数は、令和元年度で60人となっています。

図表 町内幼稚園の状況

単位：か所、人、%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立幼稚園数	3	3	3	3	3
私立幼稚園数	1	1	1	1	1
定員数	800	800	800	800	800
入園児童数	474	432	410	360	354
うち3歳児	154	120	129	94	113
うち4歳児	156	158	123	137	100
うち5歳児	164	154	158	129	141
充足率	59.3	54.0	51.3	45.0	44.3

資料：教育委員会事務局総務課 各年度5月1日現在

図表 町外幼稚園入園児童

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入園児童数	63	62	71	65	60
うち3歳児	21	22	20	24	16
うち4歳児	19	20	23	20	25
うち5歳児	23	20	28	21	19

資料：教育委員会事務局総務課 各年度5月1日現在

## (6) 認可外保育施設の利用状況

本町内の認可外保育施設は令和元年度で2か所、利用者数は21人となっています。

図表 町内認可外保育施設の状況

単位：か所、人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般認可外保育施設数	0	0	1	1	1
一般認可外保育施設利用者数			5	9	8
事業所内保育施設数	0	0	0	1	1
事業所内保育施設利用者数				5	13

資料：福祉子ども課 各年度4月1日現在

## (7) 小学校の状況

本町内の小学校は3校あり、令和元年度の児童数は合計1,663人となっています。

図表 小学校の状況

単位：か所、人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数	3	3	3	3	3
小学校児童数	1,542	1,534	1,545	1,584	1,663
うち1年生	267	254	268	261	258
うち2年生	274	265	254	268	282
うち3年生	257	275	269	260	287
うち4年生	228	255	271	267	272
うち5年生	259	226	256	273	280
うち6年生	257	259	227	255	284

資料：教育委員会事務局総務課 各年度5月1日現在

## (8) 学童保育室の利用状況

学童保育は各小学校区において1年生から6年生まで実施しており、令和元年度の児童数は合計353人となっています。

図表 学童保育室の状況

単位：か所、人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施箇所数	3	3	3	3	3
児童数	309	326	363	382	353
うち1年生	97	81	95	102	76
うち2年生	87	92	87	94	88
うち3年生	63	80	89	82	82
うち4年生	37	47	64	65	63
うち5年生	16	17	22	30	33
うち6年生	9	9	6	9	11

資料：生涯学習課 各年度5月1日現在



### (9) 中学校の状況

本町内の中学校は2校あり、令和元年度の生徒数は合計688人となっています。

図表 中学校の状況

単位：か所、人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数	2	2	2	2	2
中学校生徒数	669	676	698	695	688
うち1年生	220	237	239	217	230
うち2年生	220	220	237	239	218
うち3年生	229	219	222	239	240

資料：教育委員会事務局総務課 各年度5月1日現在

### (10) 手当等の状況

児童手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当・子ども医療費助成制度については、各年ともに増減しながら推移しています。

図表 各種手当等の給付状況

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童手当受給者数	2,205	2,186	2,166	2,157	2,188
特別児童扶養手当受給者数	102	111	107	104	111
児童扶養手当受給者数	247	255	257	252	259
子ども医療費助成制度受給者数	3,643	3,625	3,590	3,630	3,572

資料：児童手当受給者数 福祉子ども課 各年度2月定時払い時  
 特別児童扶養手当受給者数 福祉子ども課 各年度3月31日現在  
 児童扶養手当受給者数 福祉子ども課 各年度3月31日現在  
 子ども医療費助成制度 国保医療課 各年度8月1日現在

### (11) 公園や町内の施設の状況

町内の公園施設は、令和元年度で都市公園が47か所、こどもの広場が9か所で、このほか県立竜田公園があります。

図表 児童公園

単位：か所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都市公園	47	47	47	47	47
こどもの広場	9	9	9	9	9

資料：都市整備課 各年度3月31日現在

図表 その他の公園、レクリエーション施設

県立竜田公園
--------

## (12) 子育てサポーターの活動状況

子育てサポーターの活動状況は、平成 30 年度は乳幼児健診が 16 回、つどいの広場が 279 回となっています。

図表 子育てサポーターの活動状況

単位：回

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
講座活動	乳幼児健診	20	19	17	11	16
	つどいの広場	256	272	279	279	279
	計	276	291	296	290	295

資料：健康対策課・福祉子ども課

子育てサポートクラブ「ゆりかご」では、地域の託児活動も行われており、個人宅での託児サービス、小学校の参観などでの出向託児、町主催事業での託児に対応しています。

図表 子育てサポーター・ゆりかごの活動状況

単位：人

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
託児事業	個人託児	453	382	217	356	649
	出向託児	88	66	90	47	23
	町主催事業の託児	111	98	63	99	141
	計	652	546	370	502	813

資料：福祉子ども課

## 5 母子保健の状況

母子保健事業については、妊娠期から子育て期において教室や訪問、相談等の内容を充実させながら実施しています。

健診については、平成 26 年度以降、受診率は、全ての対象年齢で 9 割を超えて推移しており、また、歯科健診についても、平成 26 年度以降、全ての対象年齢で 9 割を超えて推移しています。

### (1) 安心して妊娠・出産ができるための支援

#### ■母子健康手帳

図表 母子健康手帳

単位：人、%

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数	210	240	198	227	209
初妊婦数	92	109	81	99	82
初妊婦率	43.8	45.4	40.9	43.6	39.2

資料：健康対策課

#### ■パパママスクール

内容：妊娠、出産・育児に関する具体的な指導を行い、妊婦が安心して出産に臨めるように支援する。

図表 パパママスクール

単位：回、組

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	18	15	15	15	12
参加実人数	75	83	91	96	60
参加延人数	129	139	147	145	121

資料：健康対策課

#### ■妊婦訪問

内容：妊婦の健康状態を把握し、不安の解消に努める。

図表 妊婦訪問

単位：人、回

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実人数	1	1	4	3	
訪問延回数	8	6	7	11	

※平成 29 年 10 月から子育て世代包括支援センターを開設したため、平成 30 年度から、子育て世代包括支援センターの実績として計上

資料：健康対策課

## ■産婦訪問

内容：親子の健康状態を把握し、育児不安の解消に努める。

図表 産婦訪問

単位：人、回

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実人数	198	197	234	188	
訪問延回数	203	198	245	211	

※平成 29 年 10 月から子育て世代包括支援センターを開設したため、平成 30 年度から、子育て世代包括支援センターの実績として計上

資料：健康対策課

## (2) 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援

### ① 乳幼児健診の実施

#### i) 健診の実施状況

図表 3・4 か月児健診

単位：人、%

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	204	219	241	195	228
受診者数	199	217	239	192	227
受診率	97.5	99.1	99.2	98.5	99.6
異常なし	175	201	203	173	195
要観察	24	16	36	19	32

資料：健康対策課

図表 9・10 か月児健診

単位：人、%

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	244	198	215	242	206
受診者数	233	194	206	227	196
受診率	95.5	98.0	95.8	93.8	95.1
異常なし	215	177	185	207	170
要観察	18	17	21	20	26

資料：健康対策課

図表 1歳6か月児健診

単位：人、%

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	251	233	228	235	255
受診者数	243	223	220	225	247
受診率	96.8	95.7	96.5	95.7	96.9
異常なし	152	139	125	135	157
要観察	91	84	95	90	90

資料：健康対策課

図表 3歳児健診

単位：人、%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	285	275	245	250	254
受診者数	262	259	234	231	240
受診率	91.9	94.2	95.5	92.4	94.5
異常なし	195	203	170	170	184
要観察	67	56	64	61	56

資料：健康対策課

図表 歯科健診（1歳6か月児）

単位：人、%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	251	233	228	235	255
受診者数	244	224	219	225	247
受診率	97.2	96.1	96.1	95.7	96.9
異常なし	242	222	219	221	243
要観察	2	2	0	4	4

資料：健康対策課

図表 歯科健診（2歳6か月児）

単位：人、%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	270	250	250	237	246
受診者数	251	227	234	223	228
受診率	93.0	90.8	93.6	94.1	92.7
異常なし	224	208	212	198	217
要観察	27	19	22	25	11

資料：健康対策課

図表 歯科健診（3歳6か月児）

単位：人、%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	285	275	245	250	254
受診者数	263	258	234	232	241
受診率	92.3	93.8	95.5	92.8	94.9
異常なし	203	200	192	197	188
要観察	60	58	42	35	53

資料：健康対策課

## ② 相談の実施

### ■乳幼児相談

内容：乳幼児期の心や身体の発達や育児に関する相談に応じ、子どものすこやかな発達の促進と育児不安の軽減に努める。

図表 乳幼児相談

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談延人数	711	351	248	170	344

資料：健康対策課

### ■子育て世代包括支援センターの運営

図表 子育て世代包括支援センター相談者数

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度
相談者実人数	235	288
相談者延人数	437	787

資料：健康対策課

## ③ 子育てに関する教室の実施

### ■離乳食教室

内容：成長過程に応じた食習慣を身につけるために離乳食についての知識を習得し実践できるように指導する。

図表 離乳食教室

単位：回、人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	12	6	6	6	6
参加実人数	224	100	133	98	122

資料：健康対策課

### ■わんぱく広場

内容：0、1歳児を持つ保護者に対し、交流の場や成長発達に応じた育児のポイント等の情報を提供し、親の育児力を高めるように支援する。

図表 わんぱく広場

単位：回、人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	18	16	16	16	16
参加実人数	315	254	249	305	262

資料：健康対策課

### ■子育て教室

内容：就園前の児とその保護者を対象に、親子とのふれあいや育児情報の提供等を行い、安心して子育てができるよう支援する。

図表 子育て教室

単位：回、人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	6	5	5	5	5
参加実人数	149	87	87	88	89

資料：健康対策課

## （３）安心できる保健・医療体制の整備

### ■予防接種

図表 予防接種受診率

単位：%

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
四種混合（DPT-IPV）	87.9	90.6	97.9	96.0	99.0
MR 1 期	97.7	97.5	98.5	98.1	97.2
MR 2 期	92.1	94.8	95.4	94.5	96.9

資料：健康対策課

## （４）思春期の子どもたちの心とからだの健やかな発達のための支援

### ■親と子の健康講座

内容：たばこに対する正しい知識をとおして命の大切さを伝え、自分の健康に関する意識の向上をはかる。

図表 親と子の健康講座

単位：回、人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	3	3	3	3	3
参加実人数	249	265	259	231	256

資料：健康対策課

## 6 地域子育て支援センターの利用状況

### (1) つどいの広場、子育て相談、子育て支援講座

生き生きプラザ斑鳩に、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する支援を行う拠点として、子育てルーム・相談室・療育教室からなる「地域子育て支援センター」を設置しており、つどいの広場の運営、臨床心理士等による育児相談や子育て支援講座を開催し、子育て支援の輪を広げるよう努めています。

つどいの広場では、子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語りあい、交流する場を提供するとともに、子育てサポーターによる育児相談や情報の提供を行っています。

#### ■つどいの広場参加人数

図表 つどいの広場参加人数

単位：日、人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催日数	256	255	255	255	255
保護者	5,044	4,217	4,040	4,455	3,547
子ども	6,326	4,986	4,625	5,207	4,212
計	11,370	9,203	8,665	9,662	7,759

※出張つどいの広場を含まない

資料：福祉子ども課



## 7 児童虐待の状況

### (1) 虐待件数等

ネグレクト等相談見守り対象は、平成 26 年度以降概ね増加しており、平成 30 年度は 87 件となっています。また、虐待の行為別では、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待が多く、被虐待児は小学生以下が特に多く、虐待者は母親が特に多くなっています。

#### ■虐待の行為別

図表 虐待の行為別

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	6	11	20	15	30
性的虐待	0	0	1	1	1
ネグレクト	17	17	26	13	23
心理的虐待	0	2	10	21	30
計	23	35	59	54	87

資料：福祉子ども課

#### ■被虐待児年齢

図表 被虐待児年齢

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0才	1	0	3	3	5
1歳～就学前	8	11	25	20	24
小学生	10	12	13	14	19
中学生	1	4	7	6	6
高校生	3	3	9	7	8
計	23	30	57	50	62

資料：福祉子ども課

#### ■虐待者

図表 虐待者

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母親	19	26	43	29	50
継母	1	0	0	0	0
父親	2	4	6	14	22
内縁の夫	1	0	2	3	1
継父			3	0	0
その他			1	6	3
計	23	30	55	52	76

資料：福祉子ども課

■虐待者年齢

図表 虐待者年齢

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
20 歳代	0	0	3	9	19
30 歳代	19	23	19	22	28
40 歳代	3	5	25	13	19
50 歳以上	0	1	5	0	0
不明	1	1	3	8	10
計	23	30	55	52	76

資料：福祉子ども課

■要保護児童対策地域協議会での取扱件数

図表 要保護児童対策地域協議会での取扱件数

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要保護児童	16	11	25	11	29
要支援児童	7	19	31	39	34
特定妊婦	0	3	2	4	3

資料：福祉子ども課

## 8 ニーズ調査結果

---

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

本調査は、本計画を策定するにあたり、子育てに関する現状やニーズについて住民の意見を把握し、本計画に反映させるために実施しました。

#### ② 調査対象

就学前児童：町内の0歳から5歳の子どもがいる700世帯

小学生：町内の小学生のいる700世帯

#### ③ 調査方法

郵便による配布・回収

#### ④ 調査期間

平成30年12月5日（水）から12月25日（火）

#### ⑤ 回収状況

図表 回収状況

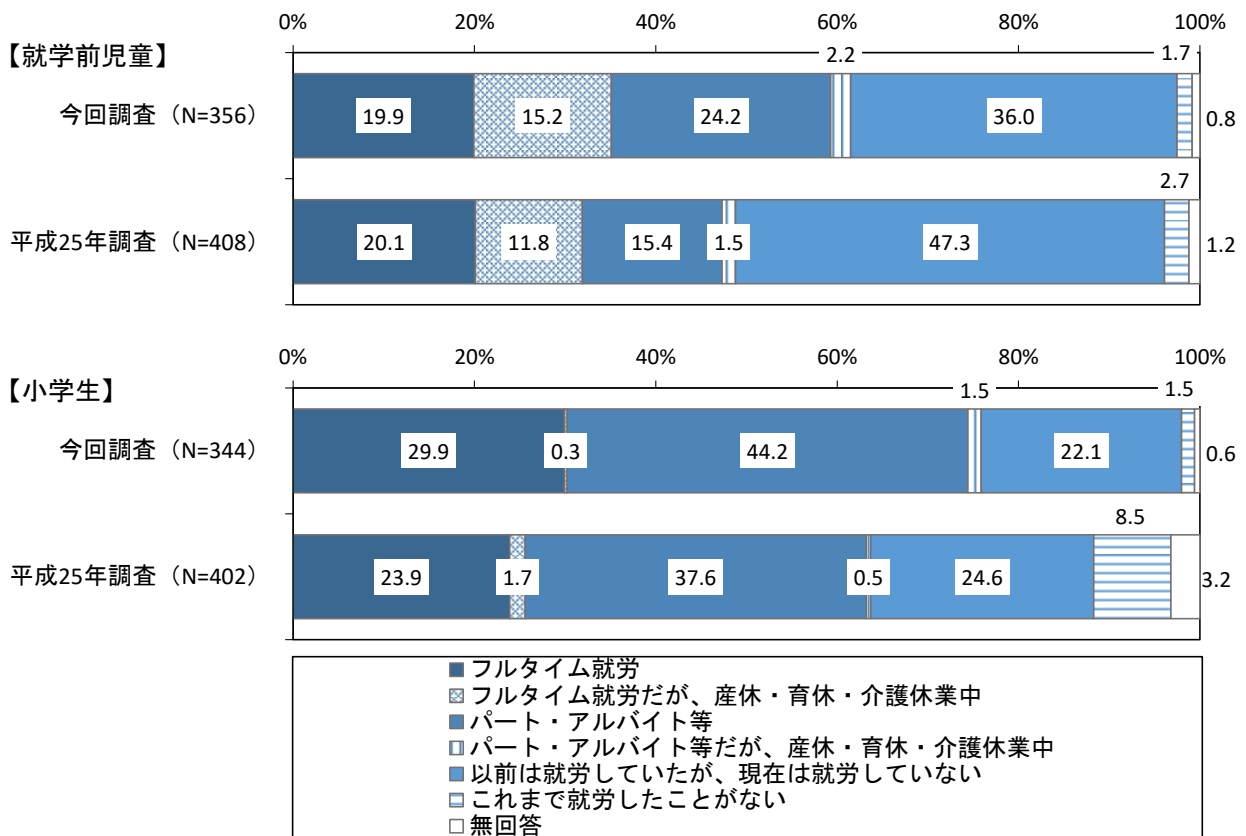
単位：件、%

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	700	357	357	51.0
小学生	700	348	348	49.7

## (2) 母親の就労状況について

母親の就労状況については、前回調査に比べて就労していない母親が減少しており、フルタイム就労あるいはパート・アルバイトの母親が増加しています。

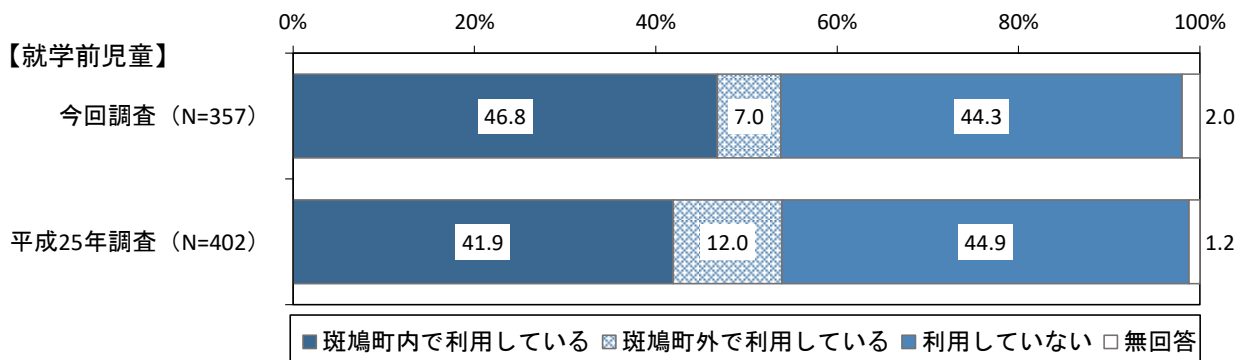
図表 母親の就労状況



## (3) 定期的な教育・保育について

定期的な教育・保育については、前回調査に比べて、本町内で利用している人が増加しています。

図表 幼稚園・保育所などの定期的な利用状況

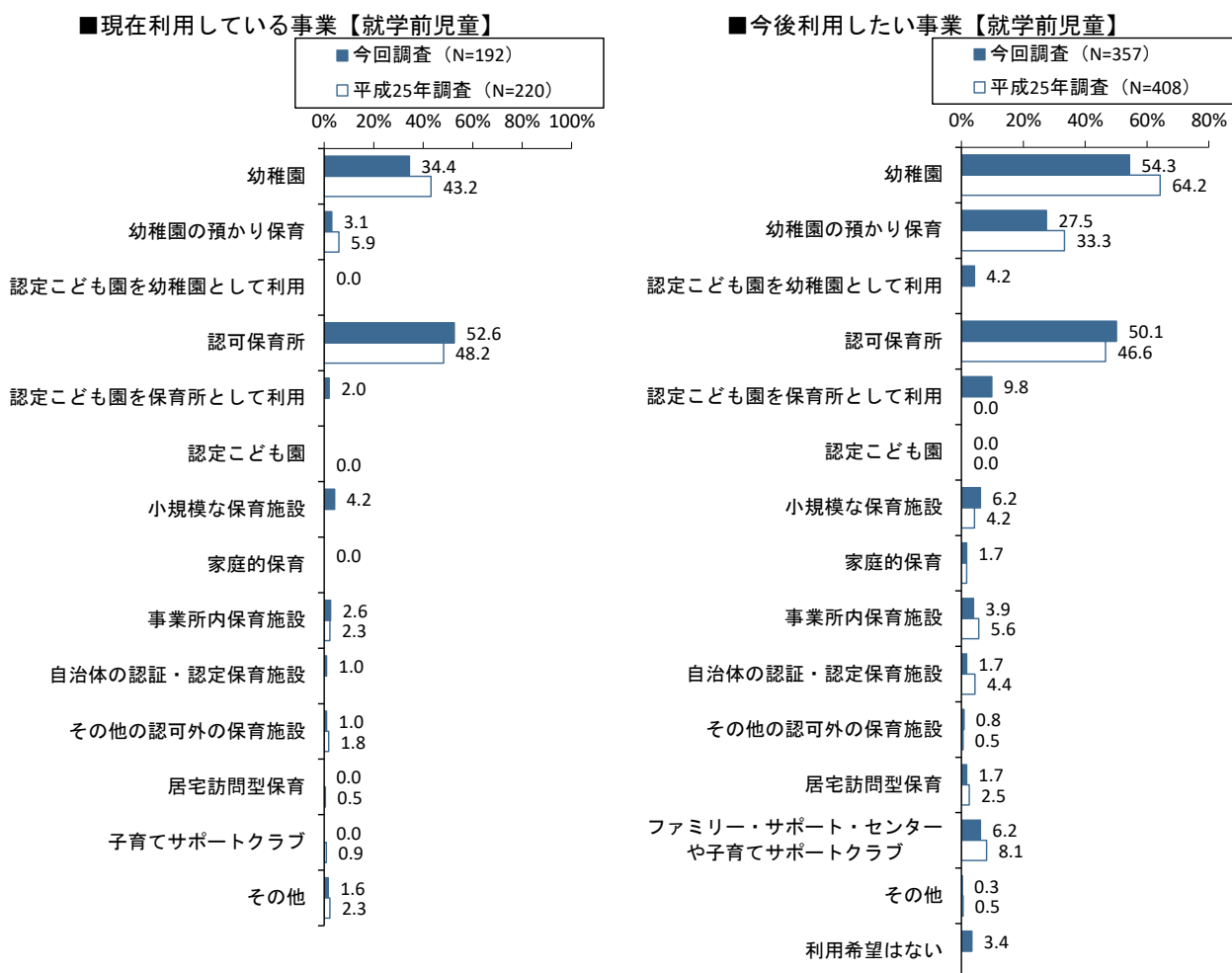


現在利用している事業については、前回調査に比べて認可保育所が増加し、幼稚園が減少して  
 します。

また、今後利用したい事業については、認可保育所を利用したい人が増加し、幼稚園や幼稚園  
 の預かり保育を利用したい人が減少しています。

現在利用している事業と今後利用したい事業を比較すると、認可保育所ではほぼ同率ですが、  
 幼稚園、幼稚園の預かり保育を利用したい人は、今後利用したい事業の割合が高くなっています。

図表 現在利用している事業・今後利用したい事業

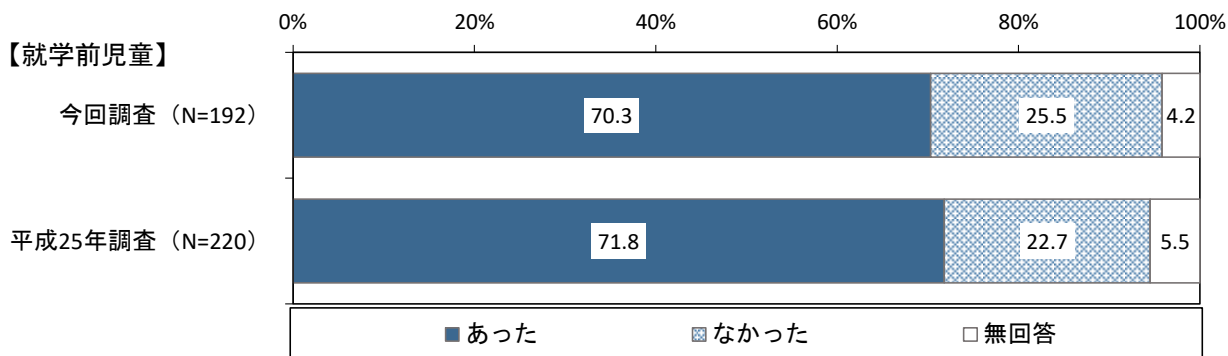


※平成 25 年調査には選択肢「認定こども園を幼稚園として利用」「認定こども園を保育所として利用」がなく、選択  
 肢「認定こども園」でした

#### (4) 病児・病後児保育や不定期の事業について

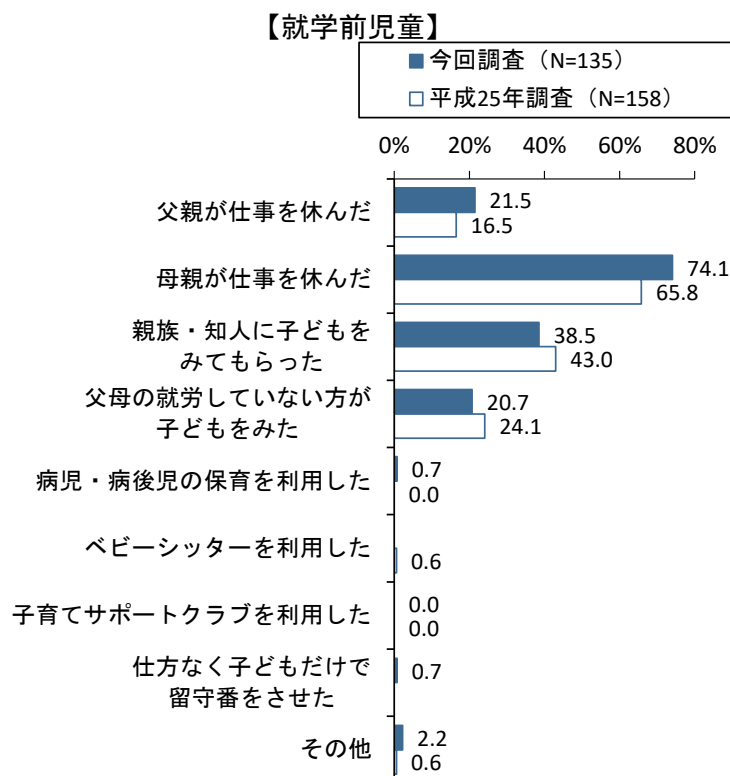
定期的な教育・保育事業を利用している人の、病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験については、前回調査に比べてこの1年間に子どもが病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験の有無には、大きな変化はありません。

図表 病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験



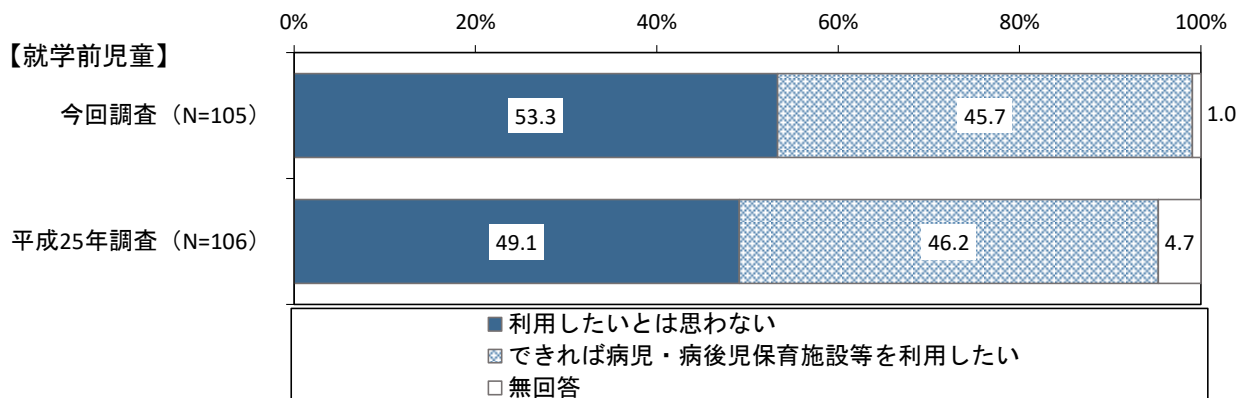
病気やケガで通常の事業を利用できなかった時の対処については、父母が仕事を休んだ対処が増加しており、親族・知人や就労していない父母が子どもをみた対処が減少しています。母親の就労の増加や、地域のつながりの希薄化の影響がうかがえます。

図表 病気やケガで通常の事業を利用できなかった時の対処



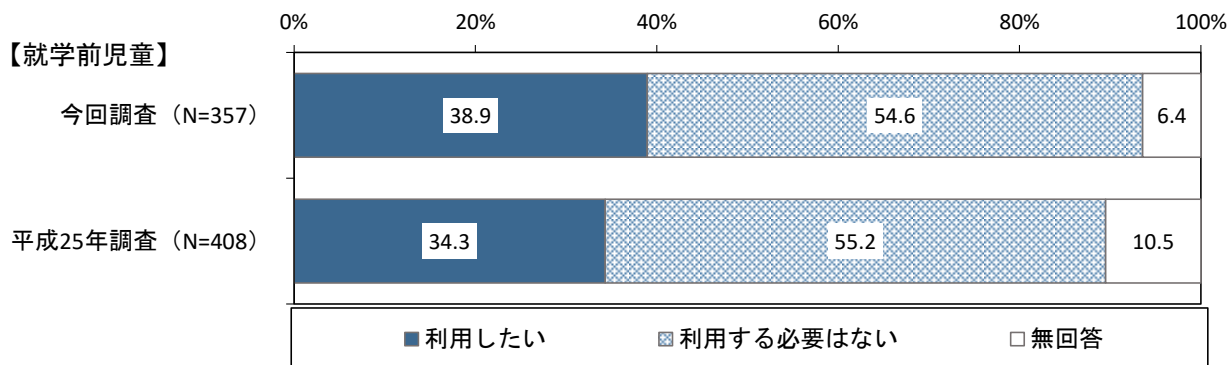
病児・病後児保育の利用意向については、利用したい人の割合には大きな変化はありません。

図表 病児・病後児保育の利用意向



一時預かりなどの不定期事業の必要性については、利用したい人の割合が増加しています。

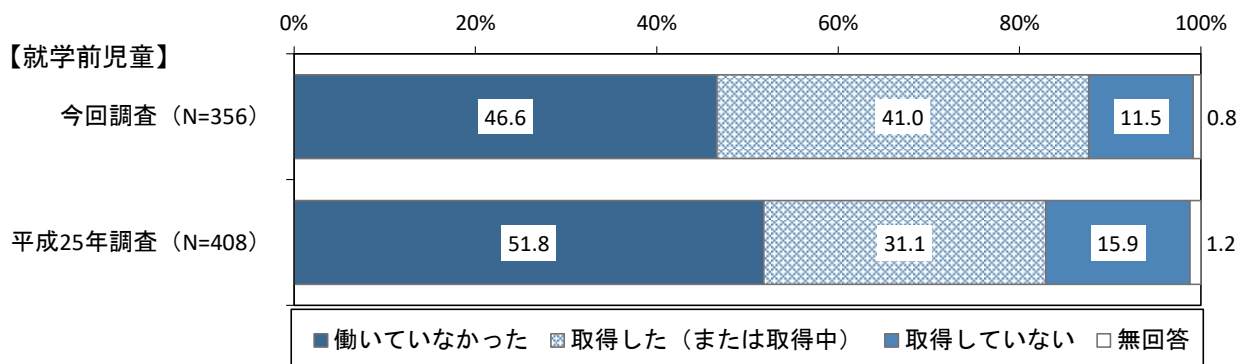
図表 不定期事業の必要性



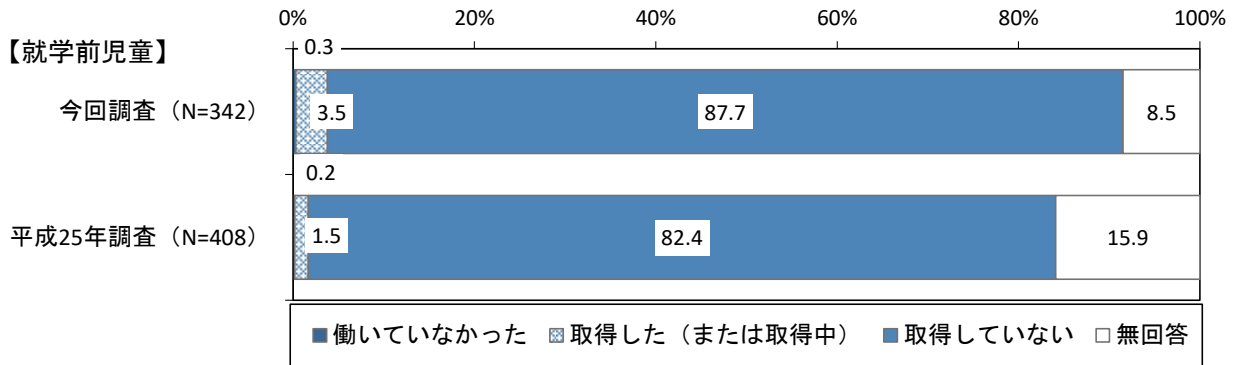
### (5) 育児休業の取得状況について

育児休業の取得状況について、母親では、前回調査に比べて育児休業を取得した母親が増加しています。

図表 母親の育児休業の取得状況

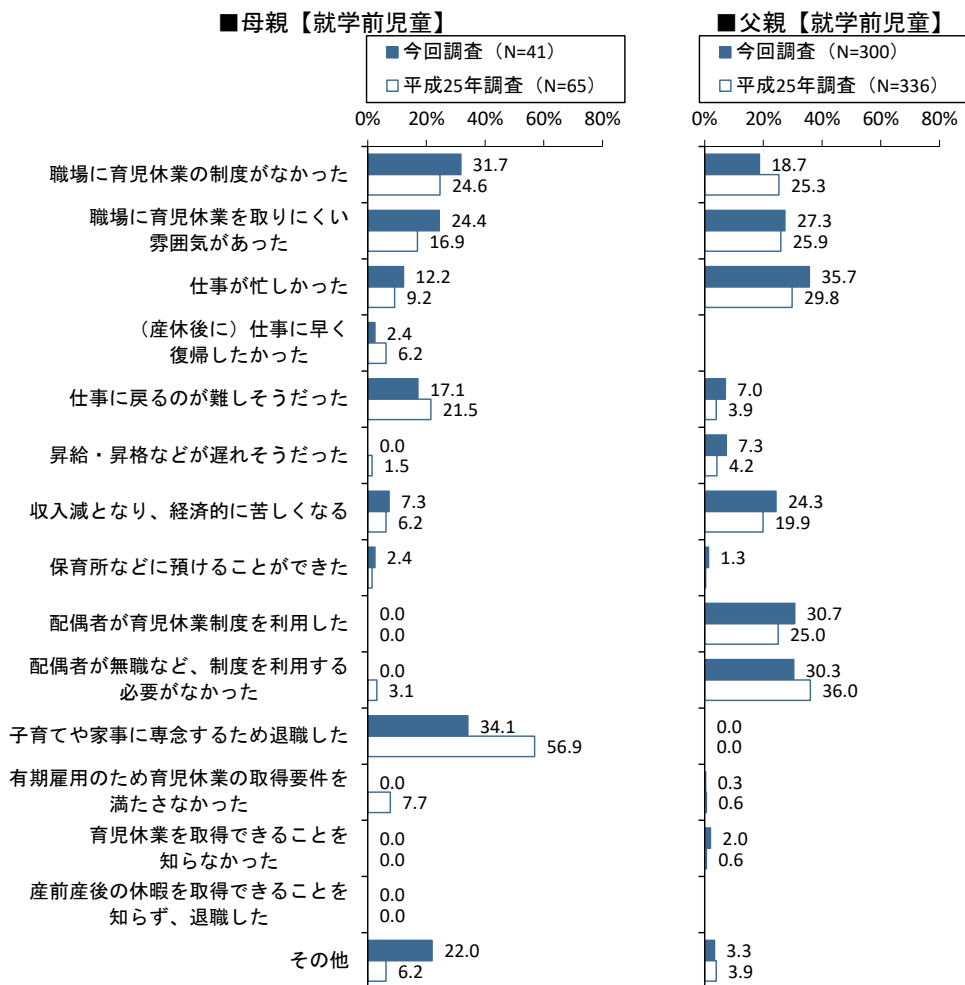


図表 父親の育児休業の取得状況



育児休業を取得しなかった理由については、子育てや家事に専念するため退職した母親が減少しており、職場の事情で取得しなかった母親が増加しています。また、配偶者が無職などの理由を挙げる父親が減少しており、仕事が忙しかった、配偶者が育児休業制度を利用したことを挙げる父親が増加しています。

図表 育児休業を取得しなかった理由

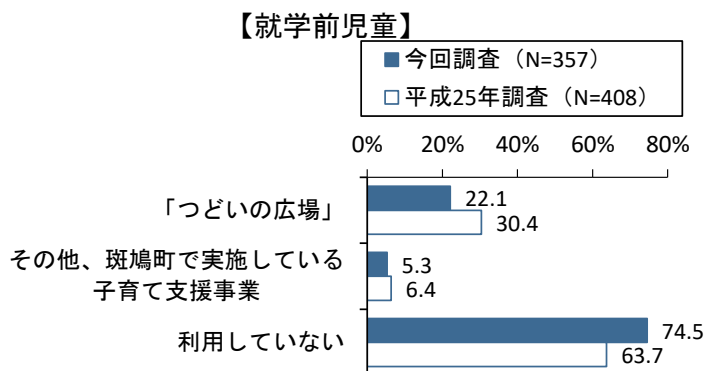




## (6) 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、前回調査に比べて、「つどいの広場」を利用している人が減少しています。

図表 地域子育て支援拠点事業の利用状況

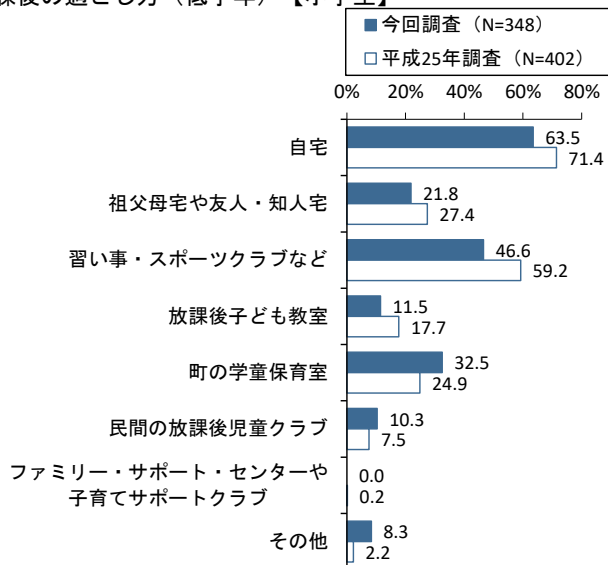


## (7) 学童保育について

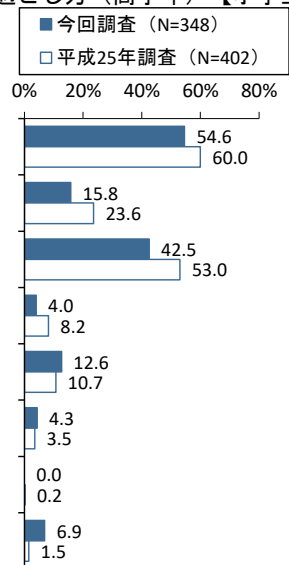
学童保育については、前回調査に比べて、本町の学童保育室と民間の放課後児童クラブの利用希望が増加しています。

図表 放課後の過ごし方

■放課後の過ごし方（低学年）【小学生】



■放課後の過ごし方（高学年）【小学生】

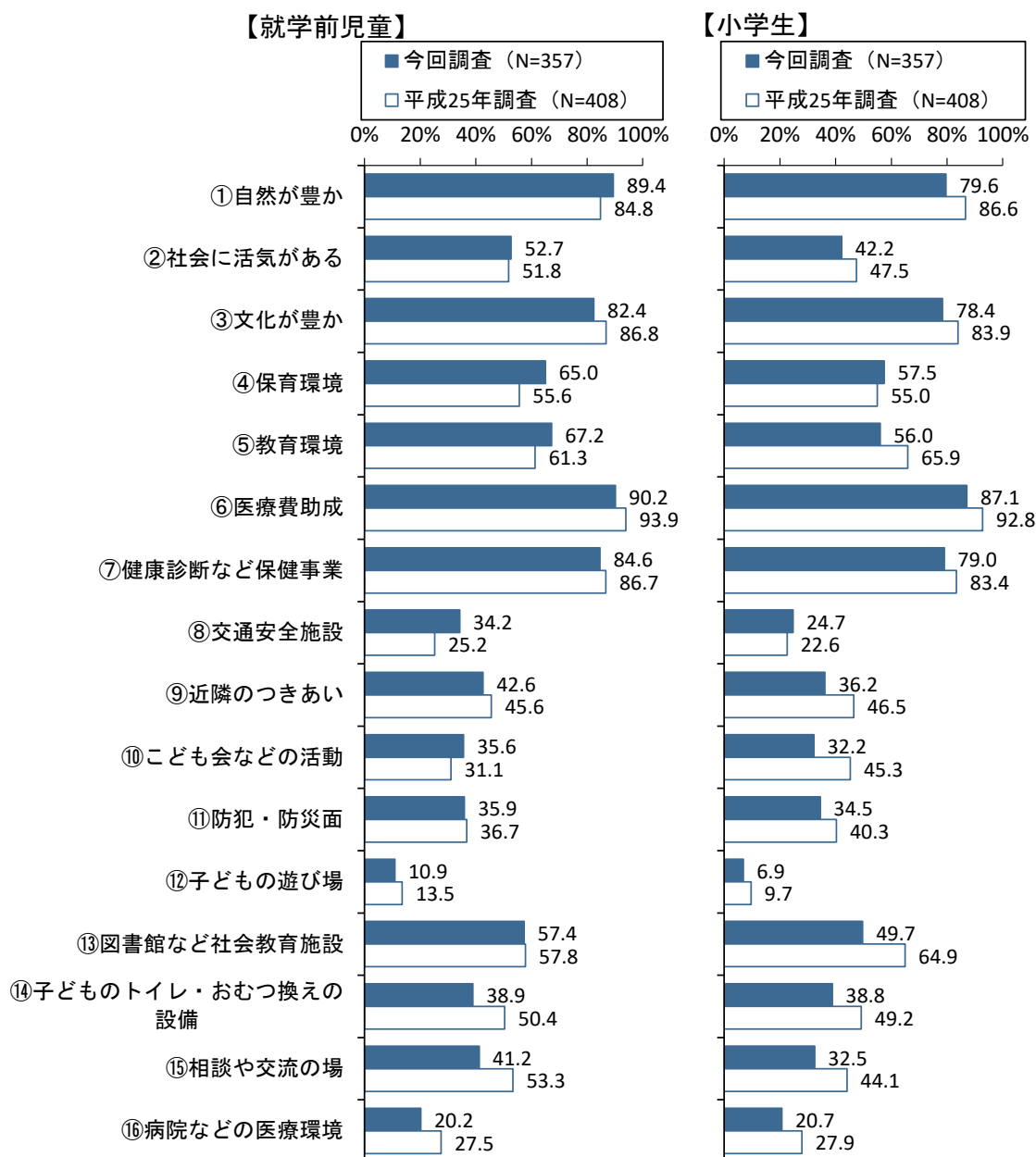


## (8) 地域の子育て環境や支援についての満足度

本町の子育て環境の満足度については、前回調査に比べて、就学前児童では、「保育環境」「交通安全施設」「教育環境」などの満足度が上昇しています。一方、「相談や交流の場」「子どものトイレ・おむつ換えの設備」「病院などの医療環境」の満足度が低下しています。

小学生では、「図書館など社会教育施設」「こども会などの活動」「相談や交流の場」「子どものトイレ・おむつ換えの設備」「近隣のつきあい」などをはじめとして、多くの分野で満足度が低下しています。

図表 斑鳩町の子育て環境の満足度



※割合は選択肢「満足」「まあ満足」の構成比の合計

## 9 第1期計画の進捗状況

### (1) 教育・保育事業の進捗状況

本町の教育・保育事業の進捗状況については、2号認定、3号認定の保育のニーズが高まっており、特に3号認定（1・2歳）の保育のニーズが高くなっています。

図表 教育・保育事業の進捗状況

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1号認定※	見込量(A)	人	515	516	497	480
	実績(B)	人	537	495	472	428
	B-A	人	22	▲21	▲25	▲52
2号認定	見込量(A)	人	290	291	281	315
	実績(B)	人	278	306	309	326
	B-A	人	▲12	15	28	11
3号認定 (0歳)	見込量(A)	人	33	32	31	45
	実績(B)	人	56	60	59	49
	B-A	人	23	28	28	4
3号認定 (1・2歳)	見込量(A)	人	130	130	128	180
	実績(B)	人	188	197	174	224
	B-A	人	58	67	46	44

※見込量は、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い児童数を含む

1号認定は各年度5月1日現在、2・3号認定は各年度4月1日現在

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

本町の地域子ども・子育て支援事業の進捗状況については、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業のニーズが高くなってきており、今後は、女性の就業率の高まりに応じて、サービス提供体制の整備を検討する必要があります。

#### ① 時間外保育事業（延長保育事業）

図表 時間外保育事業（延長保育事業）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量(A)	人	44	43	42	170
利用実績(B)	人	79	70	177	162
B-A	人	35	27	135	▲8

各年度3月31日現在

② 放課後児童健全育成事業（学童保育）

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量（A）	人	255	258	265	370
利用実績（B）	人	301	318	361	395
町立	人	301	318	361	356
私立	人	0	0	0	39
B－A	人	46	60	96	25

各年度 3 月 31 日現在

③ 子育て短期支援事業

図表 子育て短期支援事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量（A）	人日/年	13	13	13	30
利用実績（B）	人日/年	0	0	138	115
B－A	人日/年	▲13	▲13	125	85

各年度 3 月 31 日現在

④ 地域子育て支援拠点事業

図表 地域子育て支援拠点事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量（A）	人回/月	1,294	1,285	1,260	1,000
利用実績（B）	人回/月	803	737	853	849
B－A	人回/月	▲491	▲548	▲407	▲151

各年度 3 月 31 日現在

⑤-1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

図表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量（A）	人日/年	4,125	4,136	3,991	3,557
利用実績（B）	人日/年	3,798	3,438	3,444	3,222
町立	人日/年	0	0	0	0
私立	人日/年	3,798	3,438	3,444	3,222
B－A	人日/年	▲327	▲698	▲547	▲335

各年度 3 月 31 日現在

⑤-2 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

図表 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量 (A)	人日/年	366	366	346	500
利用実績 (B)	人日/年	1,084	577	946	1,260
一時預かり事業 (町立保育所)	人日/年	78	20	82	81
一時預かり事業 (私立保育所)	人日/年	299	125	283	318
子育てサポートクラブによる託児サービス	人日/年	707	432	581	861
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日/年	0	0	0	0
B - A	人日/年	718	211	600	760

各年度 3 月 31 日現在

⑥ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

図表 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量 (A)	人日/年	241	241	234	230
利用実績 (B)	人日/年	0	0	0	0
B - A	人日/年	▲241	▲241	▲234	▲230

各年度 3 月 31 日現在

⑦ 利用者支援事業

図表 利用者支援事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
確保方策 (A)	か所	1	1	1	1
確保実績 (B)	か所	1	1	1	1
B - A	か所	0	0	0	0

各年度 3 月 31 日現在

⑧-1 妊婦に対する健康診査

図表 妊婦に対する健康診査

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込人数 (A)	人	231	225	221	216
見込量 (A´)	回	2,960	2,880	2,830	2,770
利用人数実績 (B)	人	272	219	256	233
利用実績 (B´)	回	2,770	2,869	2,472	2,869
B - A	人	41	▲ 6	35	17
B´ - A´	回	▲190	▲11	▲358	99

各年度 3 月 31 日現在

⑧-2 乳児家庭全戸訪問事業

図表 乳児家庭全戸訪問事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量 (A)	人	231	225	221	216
利用実績 (B)	人	231	237	192	213
B - A	人	0	12	▲29	▲3

各年度 3 月 31 日現在

⑧-3 養育支援訪問事業

図表 養育支援訪問事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量 (A)	人	10	10	10	15
利用実績 (B)	人	11	10	34	25
B - A	人	1	0	24	10

各年度 3 月 31 日現在

### (3) 施策の進捗状況と課題

第1期計画で示された4つの基本方針について、それぞれの施策の進捗状況を把握し、課題を整理しました。

#### ① 身近に支えがあり、仲間がいるまち

住み慣れた地域で安心して子育てができる環境を整えるため、地域子育て支援センターを中心に、子育て支援情報の提供、子育てに関する相談など、子育て全般に関する支援を行っています。

また、平成29年度には、保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、一人ひとりの状況に応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めています。

一方、少子・高齢化や核家族化の進展などの社会構造の変化や価値観の多様化により、地域とのつながりや住民同士の交流の希薄化がすすんでおり、地域における子育て世代の孤立への対応が課題となっています。

#### ② 安心して元気に子育てできるまち

子育て家庭が安心して仕事と子育てを両立できるよう、平成27年度には、町内に私立保育所を誘致し、平成30年度にはこの私立保育所の施設増設により、受け入れ定員の拡充をすすめてきました。また、平成29年度には、町内に小規模保育所の整備を行うとともに、広域連携による病児保育施設の整備をすすめています。

さらに、多様な子育てニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターの設立をすすめるなど、子育て家庭にやさしいまちづくりに努めています。

#### ③ 心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち

幼稚園、保育所においては、家庭・地域間の連携をはかりながら、子どもの心身の発達に応じた教育・保育内容の充実をはかっています。

また、小・中学校においては、基礎学力の充実をはかるとともに、次代の斑鳩町を担う子どもたちが地域に親しみを感じ、郷土愛を育む取組みをすすめています。

しかしながら、増加する児童虐待や子どもの貧困などの社会問題は、本町においても課題となっており、子どもの将来が生まれた環境によって左右されることがないように、全ての子どもたちが健やかに成長していける環境づくりが求められています。

#### ④ ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち

「このまちで子どもを産みたい、育てたい。そして、いつまでもこのまちで暮らしたい。」と誰もが実感できるまちをめざし、平成29年6月に「斑鳩町子育て応援宣言」を行い、家庭、地域、事業者および行政が力を合わせて子育て支援に取り組んでおり、子育て家庭を、行政サービスによる支援だけでなく、地域住民の見守りや協力を得ながら、地域全体で支え合える体制づくりをすすめていく必要があります。

## 10 ニーズ調査からみた新たな課題

---

### (1) 保育ニーズの増加と多様化

母親が就労している割合は、就学前児童で約6割で、平成25年調査の約5割から増加しており、女性の就業率の上昇にともない、保育のニーズが高まり、特に2号認定、3号認定（1・2歳）が高くなっています。

また、一時預かりなどの不定期事業を利用したい人が約4割で、平成25年調査より増加しており、時間外保育や一時預かりなどのニーズが高くなり、多様な保育サービスが求められている状況です。

### (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

育児休業を取得しなかった理由について、「職場に育児休業の制度がなかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」との回答が多く、職場の事情で育児休業を取得しなかった母親が増加しています。家事・育児は女性の役割、仕事は男性の役割といった固定的な性別役割分担意識の変革や子育て家庭が安心して仕事と子育てを両立できるための環境整備など、社会全体として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が推進されるよう働きかける必要があります。

### (3) 地域における子どもの居場所づくり

学童保育室と民間の放課後児童クラブの利用希望が低学年・高学年いずれも増加しています。保育所を利用する共働き家庭等においては、小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面しており、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を検討する必要があります。



## 第3章 事業計画の体系について

### 1 基本理念

---

#### 【 基本理念 】

#### 親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり

現在の本町の子育てを取り巻く課題等に対応するためには、子育てをそれぞれの家庭だけの役割として考えるのではなく、次代の本町を担う子どもたちを住民、事業者、行政等、地域社会全体で支え合える体制づくりをすすめていく必要があります。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが健やかに成長することができる環境の整備が求められています。

そこで、本計画では、第1期計画の基本理念である「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」を継承し、引き続き、地域が一体となって子育て家庭を支えるまちをめざします。

### 2 基本方針

---

#### (1) 身近に支えがあり仲間がいるまち

全ての子どもが健やかに成長することができる環境を整備するとともに、医療・福祉・教育等と連携した妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を推進します。また、親の子育ての悩みや困りごとへの相談や親同士の交流機会の充実をはかり、たとえ悩み事があっても身近で支えてくれる人や仲間がいる、子育てが楽しいまちをめざします。

#### (2) 安心して元気に子育てできるまち

保護者の就業率が高まる中、多様な保育ニーズに対応し、子育て家庭が安心して仕事と子育てを両立できる環境の整備をさらにすすめます。また、社会全体として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が推進されるよう働きかけ、住み慣れたまちで安心して元気に子育てができるまちをめざします。

### (3) 心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち

次代の本町を担う子どもたちが地域に親しみを感じ、大人になってからも住みたくなるまちと感じられるよう郷土愛を育む取組みをすすめます。

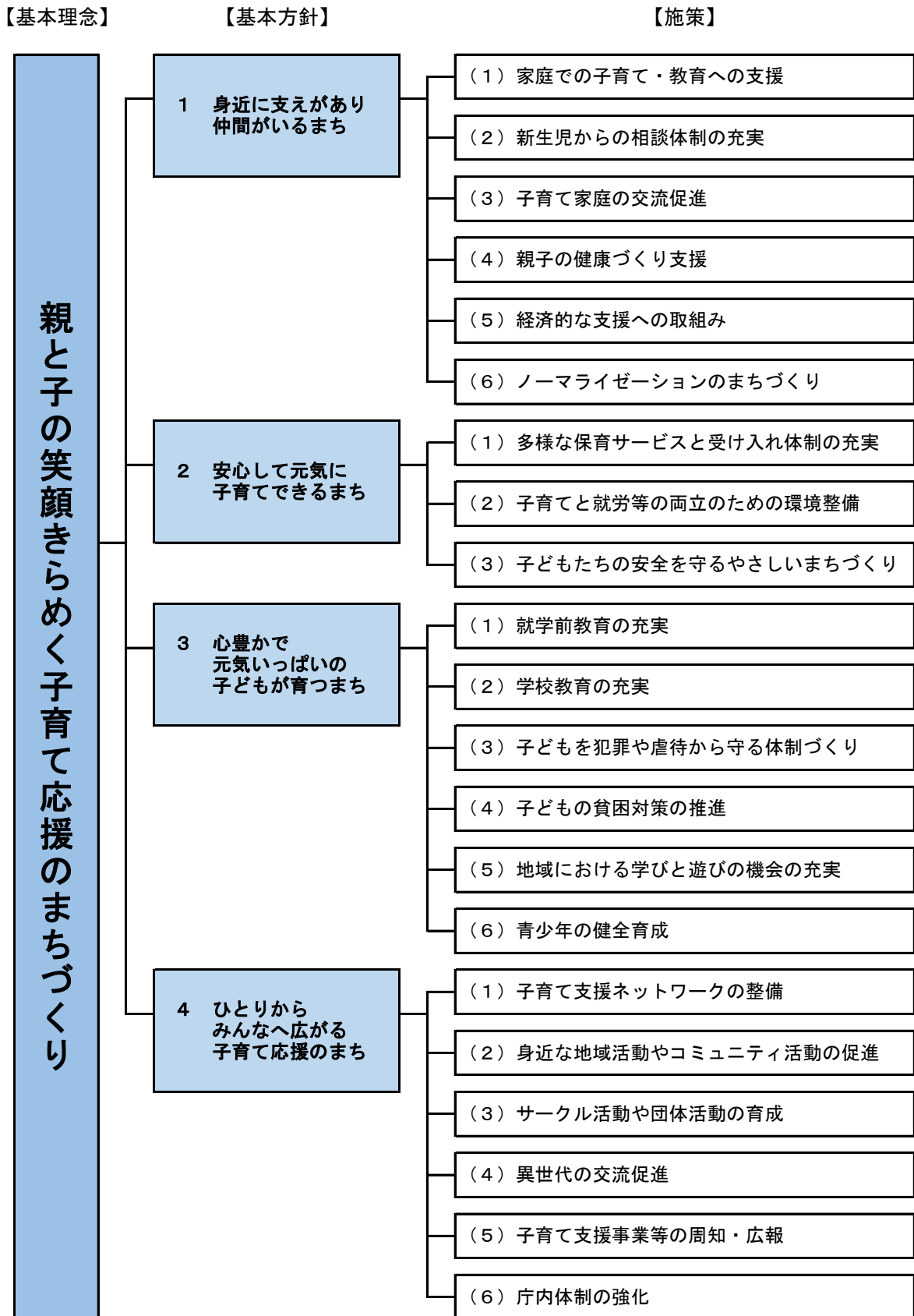
また、増加する児童虐待や子どもの貧困などの社会問題に対応し、全ての子どもたちが、心豊かで元気いっぱい成長していけるまちをめざします。

### (4) ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち

子どもを権利を持ったひとりの人間として尊重し、子どもの健やかな成長・発達への支援を住民みんなですすめられるまちづくりをめざします。

また、地域とのつながりや住民同士の交流の希薄化が進む中、人と人のつながりを再構築し、地域社会を構成する全てのメンバーがお互いに協力し、連携しながら子育て家庭や子どもの成長を見守り、支えられるよう、みんなで子育て家庭を応援するまちをめざします。

### 3 施策体系



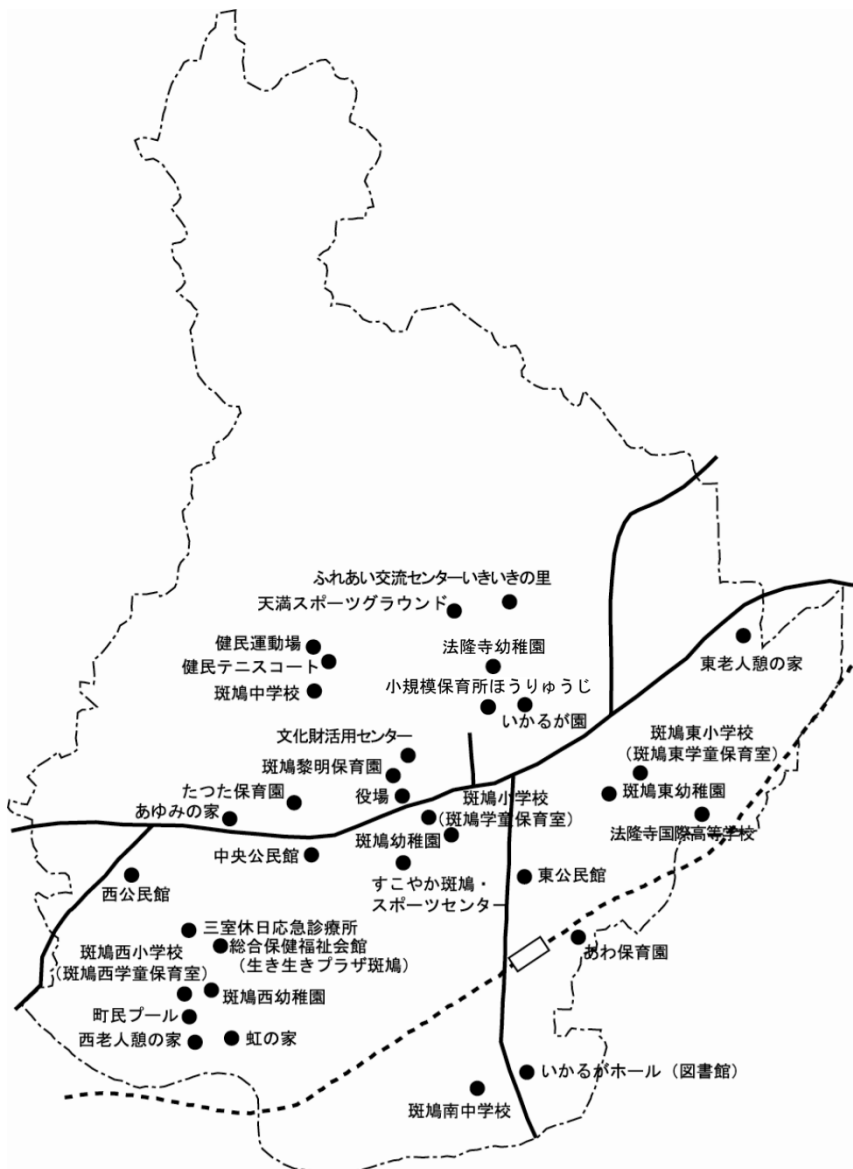
## 第4章 教育・保育・地域の子育て支援について

### 1 教育・保育提供区域の設定

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」にもとづいて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域に教育・保育提供区域を設定する必要があります。

本町では、図のように、教育・保育を提供するための施設は、町全体に適正に配置されています。また、町の面積規模や児童人口、交通事情、幼稚園・保育所・学童保育・地域子育て支援事業などの利用状況などの諸条件を総合的に勘案し、第1期計画同様、町全体を1つの教育・保育提供区域として設定し、サービス基盤の整備や充実をはかります。

図表 子育て環境マップ



## 2 教育・保育の量の見込み・確保の内容・実施時期

### (1) 1号認定

現在、町立幼稚園3園、私立幼稚園1園が運営されています。ニーズ量に対する供給は充足しており、今後も現状を維持します。

図表 1号認定 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	人	258	260	269	254	257
確保方策(B)	人	800	800	800	800	800
特定教育・保育施設	人	500	500	500	500	500
確認を受けない幼稚園	人	300	300	300	300	300
需給の過不足(B-A)	人	542	540	531	546	543

### (2) 2号認定

#### ① 2号認定(教育ニーズ)

ニーズ調査の結果、幼稚園、幼稚園の預かり保育を利用したい人は大きく増加しており、幼稚園の潜在的なニーズがうかがえます。

2号認定による利用にも対応できるよう、令和3年4月から町立幼稚園3か所においても、預かり保育事業を開始する予定です。

図表 2号認定(教育ニーズ) 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	人	157	158	164	154	156
確保方策(B)	人	60	180	180	180	180
特定教育・保育施設	人	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
幼稚園+預かり保育	人	60	180	180	180	180
需給の過不足(B-A)	人	-97	22	16	26	24

## ② 2号認定（保育ニーズ）

現在、ニーズ量に対する供給は飽和状態です。令和3年4月から町立幼稚園3か所においても、預かり保育事業を実施し、ニーズ量に対する供給を充足させます。

図表 2号認定（保育ニーズ） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人	320	322	333	314	318
確保方策（B）	人	364	394	394	394	394
特定教育・保育施設	人	324	324	324	324	324
幼稚園＋預かり保育	人	40	70	70	70	70
企業主導型保育施設 （地域枠）	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
需給の過不足（B－A）	人	44	72	61	80	76

## （3）3号認定

### ① 3号認定（0歳児）

現在、ニーズ量に対する供給は飽和状態です。ニーズに応じて必要な保育士を確保できるよう努めます。

図表 3号認定（0歳児） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人	59	58	57	56	56
確保方策（B）	人	59	59	59	59	59
特定教育・保育施設	人	55	55	55	55	55
特定地域型保育事業	人	4	4	4	4	4
企業主導型保育施設 （地域枠）	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預 かり保育運営費支援事業	人	0	0	0	0	0
需給の過不足（B－A）	人	0	1	2	3	3

## ② 3号認定（1・2歳児）

現在、ニーズ量に対する供給は飽和状態です。ニーズに応じて必要な保育士を確保できるよう努めます。

図表 3号認定（1・2歳児） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人	168	173	169	166	163
確保方策（B）	人	181	181	181	181	181
特定教育・保育施設	人	166	166	166	166	166
特定地域型保育事業	人	15	15	15	15	15
企業主導型保育施設 （地域枠）	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
一時預かり事業 （幼稚園型）【2歳児】	人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預 かり保育運営費支援事業	人	0	0	0	0	0
需給の過不足（B－A）	人	13	8	12	15	18

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

図表 保育利用率（3号認定）の目標値

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定の確保方策 （利用定員数）	人	240	240	240	240	240
0～2歳児推計人口	人	661	669	654	642	634
保育利用率目標値	%	36.3	35.9	36.7	37.4	37.9

※保育利用率目標値：3号認定の確保方策／0～2歳児の各年推計人口

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

町立保育所2か所で午後8時まで延長保育を行い、希望者には夕食を提供しています。私立保育所1か所および小規模保育所1か所においても引き続き延長保育を行い、今後のニーズ量を確保していきます。

事業概要：保護者の勤務時間等により利用認定を受けた時間帯を超えて保育が必要な児童を対象に、別途料金を徴収のうえで、延長保育を実施しています。

図表 時間外保育事業（延長保育事業） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人	184	185	187	179	180
確保方策（B）	人	564	564	564	564	564
需給の過不足（B－A）	人	380	379	377	385	384



## (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

現在、町立小学校3校の敷地内に3か所（5棟）設置されている学童保育室を令和2年度に1棟増設（西学童）します。また、平成30年度からは私立の学童保育室も設置されました。施設の拡充により今後のニーズ量を確保できると考えています。

また、放課後子ども教室事業、生涯学習事業、学校等との連携に努め、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進していきます。

事業概要：保護者が不在（労働・疾病など）で放課後留守になるご家庭の小学生の児童を、町立小学校3校それぞれに、斑鳩学童保育室、斑鳩西学童保育室、斑鳩東学童保育室の3室を設け、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全育成をはかります。

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人	409	398	390	401	395
1年生	人	90	78	77	100	79
2年生	人	83	90	79	78	100
3年生	人	90	83	90	79	78
4年生	人	50	49	45	49	43
5年生	人	47	50	49	45	49
6年生	人	49	48	50	50	46
確保方策（B）	人	420	420	420	420	420
需給の過不足（B－A）	人	11	22	30	19	25

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の事由により一時的に児童を養育できない場合に、原則として7日以内、児童福祉施設等で養育・保護する「ショートステイ事業」および保護者の仕事等の事由により恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等に、1日4時間、児童福祉施設等で生活指導、食事を提供する「トワイライトステイ事業」を実施しています。

今後も一定のニーズ量が見込まれるので、事業を継続して実施していきます。

事業概要：保護者が入院や通院、出張などの理由で、一時的に家庭で児童をみられなくなった時に、児童養護施設、乳児院で、宿泊をともなって児童を預かります。

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ） 量の見込みに対する確保方策 (年間)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人日	55	56	56	54	54
確保方策（B）	人日	100	100	100	100	100
需給の過不足（B－A）	人日	45	44	44	46	46

図表 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人	10	10	10	10	10
確保方策（B）	人	10	10	10	10	10
需給の過不足（B－A）	人	0	0	0	0	0

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センター（生き生きプラザ斑鳩）を拠点に、「つどいの広場」、「子育て相談」、「子育て支援講座」を開催しています。

今後のニーズ量を確保するために「つどいの広場」事業を拡充し、子育て世代向けに子育て支援イベント等を行い、地域交流の場として活用します。

事業概要：生き生きプラザ斑鳩（総合保健福祉会館）を子育て支援拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。また、地域の子育て関連情報の提供や、子育て支援に関する講習なども実施しています。

図表 地域子育て支援拠点事業 量の見込みに対する確保方策 (年間)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	人回	1,005	1,018	995	976	964
確保方策 (B)	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	か所	1	1	1	1	1
その他	か所	0	0	0	0	0

## (5) 一時預かり事業

### ① 一時預かり事業（幼稚園型）

現在、町内の私立幼稚園1か所で、幼稚園在園児を対象とした預かり保育を実施しています。同園では、2号認定による利用にも対応し、平日の保育時間終了後だけでなく、長期休業中の預かり保育を実施されています。

幼稚園における預かり保育のニーズが高かったことから、今後のニーズに対応するため、令和3年4月から町立幼稚園3か所においても、在園児を対象に預かり保育事業を開始する予定です。

事業概要：幼稚園の正規の教育時間終了後や、春休みや夏休みなどの長期間の休業日に、幼稚園に在籍する園児を、一時的に預かります。

図表 一時預かり事業（幼稚園型） 量の見込みに対する確保方策 (年間)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人日	6,704	6,748	6,985	6,582	6,669
確保方策（B）	人日	11,000	27,000	27,000	27,000	27,000
需給の過不足（B－A）	人日	4,296	20,252	20,015	20,418	20,331

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

現在、町立保育所1か所、私立保育所1か所、小規模保育事業所1か所で預かり保育を実施しています。また、現在、住民による子育てサポートクラブにおいて託児サービスが実施されているほか、令和2年度からはファミリー・サポート・センターを設立します。

引き続き子育てサポーターの養成などに取り組み、行政と民間の協働による子育て支援の展開により、今後のニーズ量を確保できると考えています。

事業概要：病気等による緊急時や育児疲れなどのために家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、一時的に預かります。

図表 一時預かり事業（幼稚園型を除く） 量の見込みに対する確保方策 (年間)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人日	833	847	791	802	776
確保方策（B）	人日	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
一時預かり事業	人日	460	460	460	460	460
子育て援助活動支援事業 （子育てサポートクラブによる託児サービスを含む）	人日	640	640	640	640	640
需給の過不足（B－A）	人日	267	253	309	298	324

## (6) 病児保育事業

令和2年1月から奈良県西和医療センター内で病児保育事業を実施します（西和広域5町での共同実施）。

事業概要：病気の治療や回復期にあり、幼稚園、保育所での集団生活が困難な場合で、保護者の仕事等により、家庭で保育できない児童を医療機関などの専用施設で預かります。

図表 病児保育事業 量の見込みに対する確保方策 (年間)

	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	人日	215	215	214	208	207
確保方策 (B)	人日	288	288	288	288	288
病児保育事業 病児・病後児対応型	人日	288	288	288	288	288
病児保育事業 体調不良児対応型	人日	0	0	0	0	0
病児保育事業 非施設型（訪問型）	人日	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応）	人日	0	0	0	0	0
需給の過不足 (B - A)	人日	73	73	74	80	81

### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター等）（就学児）

子育てサポートクラブやファミリー・サポート・センターなど、地域ぐるみでの子育て支援に向けた体制整備にむけ、子育てサポーターの養成をすすめます。

事業概要：子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

図表 子育て援助活動支援事業（就学児） 量の見込みに対する確保方策 (週間)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人日	26	25	25	26	26
確保方策（B）	人日	50	50	50	50	50
需給の過不足（B－A）	人日	24	25	25	24	24

## (8) 利用者支援事業

子育て世代包括支援センター（保健センター内）を拠点に、健康相談・健康教育・各種健診などを通じて、病気の予防や健康増進などをめざしています。

子どもの心や身体のこと、子育てについての専門的な知識を持っている保健師、看護師、栄養士などが中心となって、乳幼児健診、予防接種、育児相談など、地域に密着した子育てのサポートを行い、安心して子どもを産み、育て、全ての親子が健やかに暮らすことが出来るよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行っていきます。

事業概要：保育サービス等に関する相談や情報提供を行います。

■基本型：子どもとその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

■特定型：待機児童の解消等をはかるため、地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

■母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

図表 利用者支援事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	か所	1	1	1	1	1
基本型	か所	0	0	0	0	0
特定型	か所	0	0	0	0	0
母子保健型	か所	1	1	1	1	1
確保方策（B）	か所	1	1	1	1	1
基本型	か所	0	0	0	0	0
特定型	か所	0	0	0	0	0
母子保健型	か所	1	1	1	1	1
需給の過不足（B－A）	か所	0	0	0	0	0



### (9) 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査などの施策を推進しています。

現在、町により各事業が実施されており、今後のニーズ量を確保できると考えています。

事業概要：妊娠中の健康管理と胎児の健やかな成長をはかるため、妊婦健康診査の助成を行います。また、妊婦の歯周疾患により早産や低出生体重児の危険性が高まることから、これらを予防するため妊婦の歯周疾患検診を行います。

図表 妊婦健康診査 量の見込みに対する確保方策 (年間)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	人回	2,180	2,020	2,080	2,060	2,040
確保方策(B)	人回	2,180	2,020	2,080	2,060	2,040
需給の過不足(B-A)	人回	0	0	0	0	0

### (10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握します。

現在、町により各事業が実施されており、今後のニーズ量を確保できると考えています。

事業概要：出産後に保健師・助産師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や育児に関する相談に応じます。

図表 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	人	213	207	203	201	199
確保方策(B)	人	213	207	203	201	199
需給の過不足(B-A)	人	0	0	0	0	0

### (11) 養育支援訪問事業

児童虐待防止補助員を配置し、見守りの必要な家庭を訪問するなど、適切な支援につなげます。

事業概要：町や児童相談所において、児童虐待通告のあった家庭等を訪問し、児童に係る目視による安全確認と相談・援助等の支援を行います。

図表 養育支援訪問事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	人	40	40	40	40	40
確保方策(B)	人	40	40	40	40	40
需給の過不足(B-A)	人	0	0	0	0	0

### (12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

子ども家庭総合支援拠点の整備を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する構成員の連携強化をはかり、ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、情報を共有し、虐待児の支援に努めます。

事業概要：子ども家庭総合支援拠点の整備を行うとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化をはかるため、専門的な知識および技術を有する職員の計画的な人材確保、育成に努めます。

図表 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業 実施予定

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施予定の有無	有	有	有	有	有

### (13) 実費徴収にともなう補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、新制度に移行していない幼稚園における、副食費を助成します。

また、保育所、町立幼稚園において、日用品、行事代などにかかる実費徴収にともなう補足給付事業を実施します。

図表 実費徴収にともなう補足給付事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施予定の有無	有	有	有	有	有

## 4 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制確保の内容

---

### (1) 認定こども園について

本町では、現在の幼稚園・保育所などの利用状況や、子育て支援に関するニーズ調査の結果などから考慮すると、認定こども園への移行あるいは新設により待機児童解消をはかるという緊急の必要には迫られてはいません。

### (2) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割およびその推進方策

本町では、乳幼児の発達が連続性を有するものであることや、乳幼児の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、就学前教育の充実や多様な保育サービスと受け入れ体制の充実に努めるとともに、地域子育てセンター事業による家庭での子育て・教育への支援の充実をはかります。

また、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う人材の配置など、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供をめざし、円滑な事務執行が可能な体制整備について検討します。

### (3) 幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取組みの推進

本町では、従来から次世代育成支援行動計画の一環として、幼稚園教諭が保育所で保育研修し、保育士が幼稚園で教育研修することで、相互の資質向上をはかるとともに、幼稚園・保育所の人的交流を深めることにより、お互いの教育・保育の一層の充実をはかってきました。

今後はさらに、幼稚園と保育所との互いの交流を深めて、質の高い就学前教育の提供につなげていきます。

また、新生児から青少年までを対象とした相談事業相互の連携に努め、就学前児童から小学生への支援の引き継ぎ等の円滑化を推進します。

### (4) 幼保小連携について

幼稚園と保育所の交流事業によって交流を深め、お互いの教育・保育の質の向上をはかります。

また、小学校への体験入学、就学相談などをとおして、幼稚園・保育所等と小学校の連携を深めていきます。

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

---

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が実施されています。

子育てのための施設等利用給付については、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、施設・事業者等との十分な協議・調整のうえ、円滑な実施の確保に向けた取組みを行います。

## 6 障害児施策の充実

---

### (1) 障害児福祉計画との連携

「斑鳩町障害児福祉計画」と連携し、子どもが健やかな成長を実現できるよう、乳幼児から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築をはかります。

### (2) 相談体制の充実

新生児からの相談体制の充実により、さまざまな障害等について情報を提供します。また、相談内容に応じて相談事業相互が連携をとりあいながら、児童や保護者への支援につなげていきます。

### (3) 早期発見・早期療育

妊婦や乳幼児の健康診査を推進し、障害の原因となる疾病等の早期発見と早期治療につながるよう努めます。医療費助成などの経済的な支援に取組み、支援の必要な子どもが地域で安心して生活できるようにします。

療育体制の充実をはかる観点から、幼児を対象とする療育教室や、児童への障害児福祉サービスの提供を通じて、社会生活などの調和的発達を促すとともに、保護者への支援をはかります。

### (4) 特別支援教育の充実

就学前教育や学校教育において、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、個々の障害の状態や特性、発達段階、適性などに応じた保育や特別支援教育の充実に努めます。

### (5) 医療的ケア児への対応

日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築をめざします。

## 7 児童虐待防止の取組み

---

### (1) 要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携・協力

児童虐待対応のための体制整備として、「斑鳩町要保護児童対策地域協議会」を設置し、子どもの置かれた状況を見極め、それぞれの子どもや家庭に最も効果的な援助を行うための情報交換や、支援内容の協議を行います。

協議会には、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を置き、児童相談所、中和福祉事務所、郡山保健所、西和警察署、斑鳩町医師会、斑鳩町歯科医師会、町内の幼稚園・保育所・学校、町行政など、各関係機関の委員が連携・協力のもと、要保護児童対策に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、対応力の向上に努めます。

さらに、要保護児童対策地域協議会の調整機関には、専門研修を受講した専門職を配置し、対応力の強化に努めます。

### (2) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発に努めます。

### (3) 子ども家庭総合支援拠点の整備

国の児童虐待防止対策総合強化プランに基づき、児童等に対する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点の整備を行います。

### (4) 発生予防・早期発見・早期対応

母子保健事業や、乳児家庭全戸訪問事業の実施を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握します。

また、つどいの広場事業、子育て相談、子育て支援講座、保育所での家庭支援講座や園庭開放、療育教室など、さまざまな子育て支援事業を実施することにより、子育て世帯の孤立化を防ぐとともに、子育て相談の機会を設けることで、要保護児童の早期発見や児童虐待の未然防止に努めます。

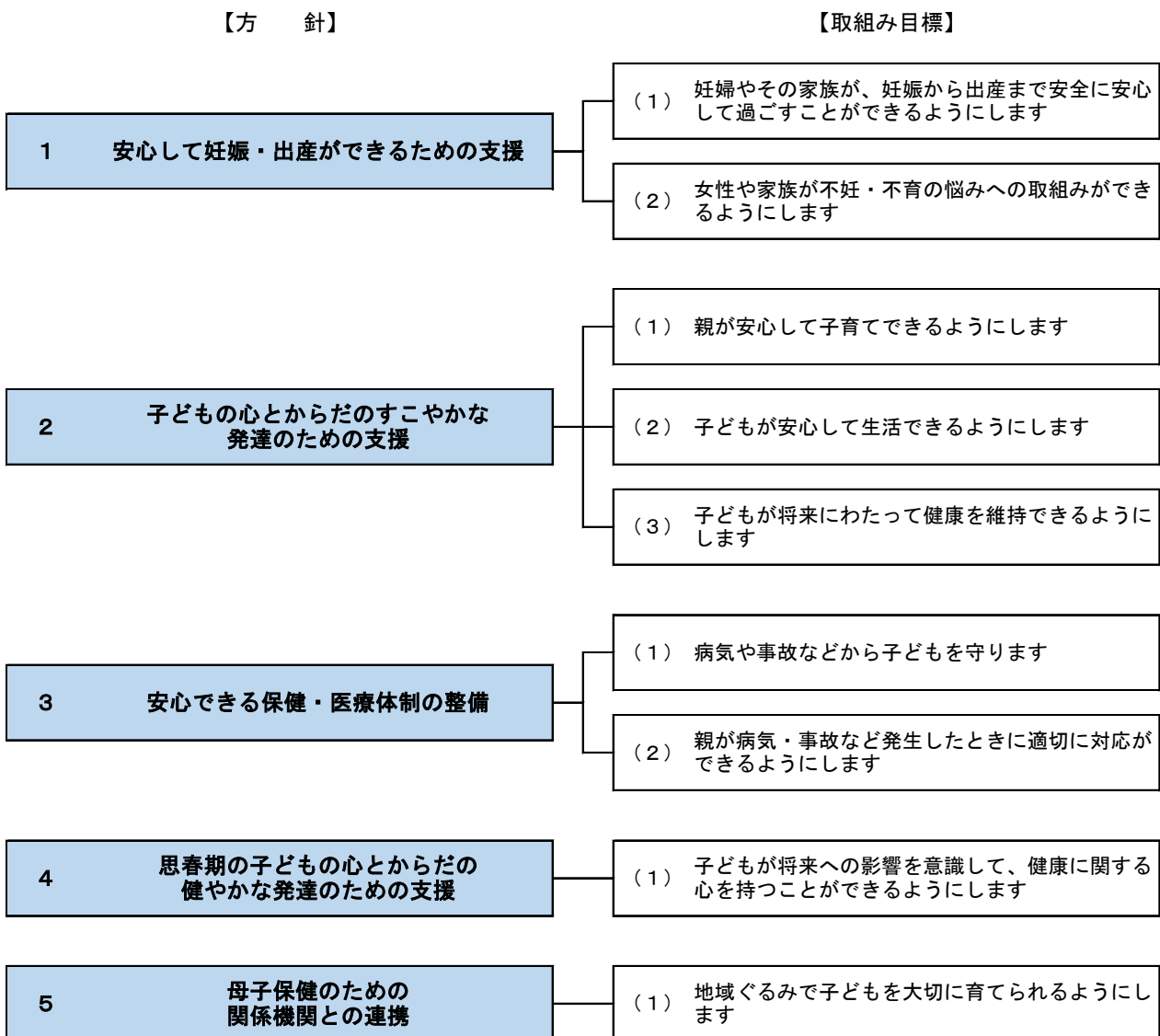
### (5) 養育支援の充実

児童虐待等防止補助員を配置し、見守りの必要な家庭を訪問するなど養育支援訪問事業を推進し、適切な支援につなげます。

## 第5章 母子保健事業について

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに育てるための基盤になります。少子化の進行などにともない、子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育つ環境を整えるために、医療・福祉・教育等と連携をはかり、妊娠期からの切れ目ない支援を推進することにより、安心して子どもを産み、全ての親と子が健やかに暮らすことができるよう、5つの方針ごとに指標となる項目と目標値を定め、母子保健事業に取り組んでいます。

図表 母子保健施策体系



## 1 基本的な考え方

---

### (1) 安心して妊娠・出産ができるための支援

#### ① 妊婦やその家族が、妊娠から出産まで安全に安心して過ごすことができるようにします

乳幼児健康診査の問診項目の結果（以下「乳幼児健診情報システム」という。）によると、出産を経験した女性の91.5%が「妊娠・出産について満足している」と回答しており、多くの方が産後、十分なケアを受けることができています。妊娠期を少しでも快適に、また、健やかな出産を迎えるためには、規則正しい生活を送り、妊婦健康診査を定期的に受診する必要があるため、定期的な妊婦健康診査の受診勧奨と喫煙・飲酒・受動喫煙予防に努めます。

出産年齢についても、年齢の幅が広がってきており、悩みやニーズも多様化しており、健康面だけでなく経済面や社会的サポートなど、その方に合った支援を行います。

#### ② 女性や家族が不妊・不育の悩みへの取組みができるようにします

不妊に関することは夫婦間のことであるため、親や友達に相談できず、一人で悩むことも多くあります。そのため、不妊や不育症に悩む夫婦に対して、早期からの正しい情報の提供や相談窓口の周知、心理的な問題への対応を行います。

また、不妊治療は、高額で子どもがほしくても、その経済的負担から治療をためらう人もあるため、一般不妊・不育治療費の一部助成制度を引き続き実施します。

### (2) 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援

#### ① 親が安心して子育てできるようにします

乳幼児健診情報システムによる平成29年度の「積極的に育児をしている父親の割合」は、3・4か月児、1歳6か月児、3歳児の年代別にみると、子どもの成長にともない減少しています。また、子育て支援に関するニーズ調査では、周囲からあればよいと思うサポートをみると、「子育てに関する悩みを聞いたり、相談相手になったりしてほしい」と回答した割合は、平成30年度は53.8%であり、平成25年度に比べ7.7ポイント増加しています。父親や祖父母等の周囲のサポートが少ない母親に対しては、社会資源の活用方法等の情報提供や、個々に合わせた相談を行うなど、個別のサポートを充実します。また、子育てに関する教室の開催や母親同士の仲間づくりを後押しし孤立化を防ぐとともに、母親同士での情報交換により、お互いの育児力の向上をめざします。



## ② 子どもが安心して生活できるようにします

子どもは2歳から4歳頃には、自己主張と自己抑制を学ぶ第一次反抗期を迎え、親が育てにくさを感じやすい時期となりますが、乳幼児健診情報システムによる「子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合」は、第一次反抗期を迎える3歳が最も低い状況にあります。また、「育てにくさを感じた時に対処できる親の割合」も3歳で最も低く、「虐待をしていると思われる親の割合」も最も高くなっています。

子どもの発達に応じて、必要な情報提供を行うとともに、親が必要と感じた時に相談できる体制を充実させ、育児不安の軽減に努めます。また、発達障害などの疑いがある場合には、早期から子どもの特性に合わせた関わり方や適切な支援を行います。

## ③ 子どもが将来にわたって健康を維持できるようにします

大人になってからの生活習慣病の発症を抑制するために、子どもの頃から規則正しい生活、食事、運動習慣を通じて健康を保つことが大切であり、う歯予防やよく噛んで食べることも健康管理に欠かせないものです。本町では、子育て教室や幼児健診時に歯科衛生士より歯と口の健康を守ることの大切さを伝えていきます。今後も仕上げ磨きの重要性や歯肉炎を意識した歯みがき方法について学校等の関係機関と連携を取りながら、親と子どもに普及啓発に努めます。

### (3) 安心できる保健・医療体制の整備

#### ① 病気や事故などから子どもを守ります

子どもの事故予防については、乳幼児健診情報システムによる「乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合」は増加傾向であり、「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合」についても増加傾向です。生後早い時期に本町が実施している、新生児訪問の際に、事故予防についての情報提供に努めていますが、さらに、乳幼児健康診査時や電子媒体による情報の配信時など、あらゆる機会に情報提供を行います。

#### ② 親が病気・事故などが発生した時に適切に対応できるようにします

乳幼児健診情報システムによる「かかりつけ医を持つ親の割合」については、特に3・4か月児の医科の割合が低い状況です。

子どもは、具合が悪くても自分で症状を伝えることが難しいため、親は子どもの様子を見て受診の必要性を判断することや、家庭でできるケアの方法を知っておくことは大切です。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことや、休日・夜間に医療機関にかかる必要がある場合には親が、状況に応じて対応できるようにします。

#### (4) 思春期の子どもの心とからだの健やかな発達のための支援

##### ① 子どもが将来への影響を意識して、健康に関心を持つことができるようにします

未成年の喫煙率については、平成30年度は中学生男子0.0%、中学生女子1.0%となっています。小学生のうちからたばこの害について知ることは重要であり、親や周囲の大人に対しては、子どもを受動喫煙から守るための取組みをすすめます。また、未成年の飲酒率については、平成30年度は中学生男子13.7%、中学生女子12.7%です。第2期斑鳩町健康増進計画中間評価より、家族が飲酒する際に共に飲酒していることが分かっています。

また、痩せや肥満については、子どもだけの問題ではなく親の食生活に対する考え方や行動、学習塾に通い帰宅時間が遅いといった社会的背景が、関係していると考えられます。食行動の改善・生活習慣改善を行うために今後一層、養護教諭や担当教諭、PTAなど学校と連携し、思春期から自らの心身の健康に関心を持てるよう支援していきます。

#### (5) 母子保健のための関係機関との連携

##### ① 地域ぐるみで子どもを大切に育てられるようにします

乳幼児健診情報システムによる「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」はどの年代においても、95%以上となっています。しかし、近年は核家族化だけでなく、特定の仲間との付き合いのみを好む傾向にあり、地域との人との交流が希薄になりつつあります。育児を個人の責任という見方ではなく、人とのつながりを持ち、地域の中で社会的な存在として子どもを育てていくという視点を持ち、地域で支える体制を整えます。

## 2 重点施策

---

安心して子どもを産み、全ての親と子が健やかに暮らすことができるよう、今後も引き続き5つの方針と取組み目標を掲げ、取り組んでいきます。今まで取り組んできた経過をもとに現状と評価の結果をふまえ、以下の視点をさらに強化して母子保健事業を推進していきます。

### (1) 妊娠前、妊娠初期からの支援体制の充実

これから産み育てる世代が、妊娠前から子育てを含むライフプランを描けるよう支援することは重要なことです。望んでも妊娠しない時や望まぬ妊娠をした時など、保健師や助産師などの専門職による適切な情報提供や支援を充実していきます。

妊娠届出書の提出時に作成する支援プランを活用した保健師等による面接や、電話での相談は、これからの子育て期への支援の始まりとなるため、全ての妊婦への面接・相談を行います。

また、要支援妊婦においては妊婦が抱える問題や支援内容が多岐にわたり、相談や訪問の頻度や緊急性も増加してきています。親子の健やかな成長を促すため、妊娠期から子育て期の長期間にわたり、他機関との連携をはかりながら包括的に支援を行う、平成29年10月から開設している子育て世代包括支援センターをさらに充実させます。

### (2) 電子媒体による情報提供の充実

最近では、子育ての情報源としてインターネットを使用している人が多くなってきています。妊娠、子育てに関する情報提供は、母子手帳の交付時から冊子やリーフレットなどの紙媒体による情報提供だけでなく、平成29年度から「子育てアプリ」による情報提供も行っています。今後は、情報提供の手段を増やし、充実していきます。

### (3) より支援が必要な親子への支援体制の充実

発達障害の疑いがある子どもの親や育てにくさを感じている親、また、小さく生まれた子どもや病気の子どもの育てている親等は大きな不安や負担感を持つことが多く、自信の喪失や疲弊につながってしまうため、早期から個々の子育てに合わせて関わりを持つ必要があります。そのため、病院や幼稚園・保育所、学校などと連携し支援するとともに、同じような立場の親子同士をつなげる体制を充実させていきます。

#### (4) 虐待予防の取組みの充実

虐待予防については、乳幼児健康診査や育児相談等の母子保健事業の中で、親子それぞれが発信するさまざまなサインを受け止め、早期発見や対応がさらに迅速に行われるよう強化します。親との信頼関係を築きにくいケースも多く、より良い支援を行うためには、親や子どもに関わるさまざまな関係機関が密に連携し、互いに役割分担を行い、継続的にかかわりながらサポートしていきます。

### 3 方針別成果指標

#### (1) 安心して妊娠・出産ができるための支援

指標名	平成 25 年度 (第 2 期策定時)	平成 30 年度 (第 2 期最終評価)	第 2 期目標値	進捗状況	目標値
1 低出生体重児の割合	低 10.78% 極 0.43% (平成 24 年度)	低 8.9% 極 0.5% (平成 29 年度)	減少	低 ○ 極 ×	減少
2 妊婦の喫煙率	3.9%	1.9%	0.0%	△	0.0%
3 妊婦の飲酒率	6.8%	1.0%	0.0%	△	0.0%
4 妊娠・出産について満足している人の割合	—	91.5%	増加	—	100.0%
5 妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	—	95.5%	増加	—	100.0%
6 マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	58.7%	78.2%	70.0%	○	86.0%
7 一般不妊・不育治療費の助成件数	不妊 31 人 不育 3 人	不妊 27 人 不育 1 人	増加	×	—

## (2) 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援

指標名	平成 25 年度 (第 2 期策定時)	平成 30 年度 (第 2 期最終評価)	第 2 期目標値	進捗状況	目標値
1 出産後 1 か月時の 母乳育児の割合	—	42.1%	増加	—	—
2 積極的に育児をして いる父親の割合	—	57.9%	増加	—	70.0%
3 ゆったりとした気分 で子どもと過ごせる 時間がある母親の 割合	—	3～4 か月 87.4% 1 歳 6 か月 74.5% 3 歳 68.8%	増加	—	3～4 か月 92.0% 1 歳 6 か月 85.0% 3 歳 75.0%
4 乳幼児健康診査の 未受診率	3～4 か月 1.3% 1 歳 6 か月 3.5% 3 歳 8.6%	3～4 か月 0.4% 1 歳 6 か月 3.9% 3 歳 5.5%	3～4 か月 1.0% 1 歳 6 か月 3.0% 3 歳 6.0%	3～4 か月 ○ 1 歳 6 か月 × 3 歳 ○	3～4 か月 0.0% 1 歳 6 か月 3.0% 3 歳 3.0%
5 子どもを虐待してい ると思われる親の 割合	—	3～4 か月 6.1% 1 歳 6 か月 21.0% 3 歳 37.0%	0.0%	—	3～4 か月 5.0% 1 歳 6 か月 15.0% 3 歳 30.0%
6 育てにくさを感じた 時に対処できる親の 割合	—	82.0%	増加	—	95.0%
7 子どもの社会性の発 達過程を知っている 親の割合	—	88.9%	増加	—	95.0%
8 仕上げみがきをする 親の割合	—	75.1%	増加	—	83.0%

## (3) 安心できる保健・医療体制の整備

指標名	平成 25 年度 (第 2 期策定時)	平成 30 年度 (第 2 期最終評価)	第 2 期目標値	進捗状況	目標値
1 1 歳 6 か月までに 4 種混合、麻しん・ 風しんの予防接種を 終了している人の 割合	3 種混合 96.8% 麻しん・風しん 96.0%	4 種混合 98.4% 麻しん・風しん 91.9%	100.0%	4 種混合 △ 麻しん・風しん ×	4 種混合 100.0% 麻しん・風しん 100.0%
2 乳幼児のいる家庭で、 風呂場のドアを乳幼 児が自分で開けるこ とができないよう 工夫した家庭の割合	—	49.1%	増加	—	54.0%
3 乳幼児揺さぶられ 症候群 (SBS) を 知っている親の割合	—	99.5%	増加	—	100.0%
4 小児緊急電話相談 (#8000) を知って いる親の割合	—	97.7%	増加	—	100.0%
5 子どものかかりつけ 医を持つ親の割合	—	医科 3・4 か月児 58.6% 3 歳児 85.3% 歯科 3 歳児 36.0%	増加	—	医科 3・4 か月児 85.0% 3 歳児 95.0% 歯科 3 歳児 55.0%
6 育児期間中の両親の 喫煙率	—	父 33.4% 母 4.9%	減少	—	父 20.0% 母 4.0%

#### (4) 思春期の子どもからの心とからだの健やかな発達のための支援

指標名	平成 25 年度 (第 2 期策定時)	平成 30 年度 (第 2 期最終評価)	第 2 期目標値	進捗状況	目標値
1 未成年の喫煙率	中学 男 4.0% 女 2.8%	中学 男 0.0% 女 1.0%	中学 男 0.0% 女 0.0%	中学 男 ○ 女 △	中学 男 0.0% 女 0.0%
2 未成年の飲酒率	—	中学 男 13.7% 女 12.7%	中学 男 0.0% 女 0.0%	—	中学 男 0.0% 女 0.0%
3 児童・生徒における 痩身傾向児の割合	—	2.2%	減少	—	1.0%

#### (5) 母子保健のための関係機関との連携

指標名	平成 25 年度 (第 2 期策定時)	平成 30 年度 (第 2 期最終評価)	第 2 期目標値	進捗状況	目標値
1 この地域で子育てを したいと思う親の 割合	—	96.6%	増加	—	100.0%

出典：乳幼児健診情報システム、第 2 期斑鳩町健康増進計画アンケート調査

#### 評価判定基準

- ：目標達成済
- △：目標達成ペースに届かないペースで改善
- ×：悪化
- ：評価困難

## 第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進

### 1 身近に支えがあり、仲間がいるまち

#### (1) 家庭での子育て・教育への支援

地域子育て支援センターを中心に、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する支援を行います。

また、保護者の意識の向上や育児に関する悩みの解消をはかるため、講演会や講座等を開催します。

さらに、男女共同参画社会の構築に向けて、家庭や地域、職場における男女の固定的な役割分担意識を変え、共に子育ての喜びを分かち合うことができるように、さまざまな機会において啓発します。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	地域子育て支援センター	地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する支援を行う拠点として、子育てルーム・相談室・療育教室からなる「地域子育て支援センター」を生き生きプラザ斑鳩に設置。つどいの広場の運営、臨床心理士等による育児相談や子育て支援講座を開催し、子育て支援の輪を広げるよう努める。	福祉子ども課
2	家庭支援講座	保育所における地域の子育て支援事業として、町立保育所で、園児の保護者および地域の乳幼児を持つ保護者等を対象に、育児に対するテーマで講演会等を開催する。	福祉子ども課
3	家庭教育推進事業	育児に関する悩みを解消し、家庭教育の持つ社会的責任について認識を深めることができるよう、家庭教育に関する講座を開催する。	生涯学習課
4	DV対策	DV防止啓発パネルの展示や広報紙・ホームページへの啓発記事掲載等により意識啓発に努める。また、「女性のための相談窓口」を設置し、相談を受け付けるとともに、早期発見に努める。	まちづくり政策課
5	男女共同参画意識の啓発	住民協働による地域に根ざした男女共同参画社会への実現をめざすため、男女共同参画推進団体の活動を支援することで、家庭や地域、職場などさまざまな分野であらゆる人々に対する幅広い意識啓発に努める。	まちづくり政策課

## (2) 新生児からの相談体制の充実

新生児から青少年を対象とした相談事業を体系化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について切れ目ない支援を強化します。

また、それぞれの相談事業は互いに連携をとりあいながら、悩みを解消するためのよりよい支援を行うことができるよう努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	子育て世代包括支援センターの機能強化(★)	母子保健施策と子育て支援施策を総合的に提供し、妊産婦および乳幼児の健康の保持・増進に関するワンストップ拠点として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を強化する。	健康対策課
2	訪問指導	乳幼児の家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、助産師等より専門的な指導を行い、安心して子育てできるよう支援する。	健康対策課
3	乳幼児相談	乳幼児期の心身の発達や育児に関する相談に応じ、子どもの健やかな成長と育児不安の軽減をはかる。	健康対策課
4	心理相談	発達など経過観察が必要な幼児をもつ保護者に対して、心理相談員による助言・相談を実施する。	健康対策課
5	子育て相談	乳幼児から中学生を持つ子育て家庭を対象に、「地域子育て支援センター」で、子育て家庭などに対する臨床心理士等による育児相談を実施する。 (※再掲：地域子育て支援センター)	福祉子ども課
6	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	学齢期の児童生徒・保護者、教職員の悩みに対して、アドバイスを行い、悩みの解消に努めるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置する。	教育委員会事務局 総務課 ※県事業
7	青少年悩みごと・教育相談	いじめや不登校、非行など、青少年や保護者からの悩みに対し、専門の相談員が相談を受け、学校等と連携するなど、それぞれの悩みに対して、アドバイスを行い、悩みの解消に努める。	生涯学習課
8	相談事業相互の連携	新生児から青少年を対象とした相談事業が、それぞれ連携をとりあいながら、悩みを解消するためのよりよい支援を行うことができるよう努める。	関係課
9	子ども家庭総合支援拠点の設置(☆)	子育て家庭と妊産婦等を支援するため、子育て世代包括支援センター等の関係機関と情報を共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行う拠点を設置する。	福祉子ども課 健康対策課

※表中の(★)は、第1期計画策定後に開始した事業(以下同じ)

※表中の(☆)は、新規事業(以下同じ)



### (3) 子育て家庭の交流促進

子育て世代が地域で孤立することがないように、子育て家庭の親子や子育てサークルが気軽に集える機会や子どもたちが安心して遊ぶことができる場所の提供に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	つどいの広場	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、子育てサポーターによる育児相談や情報の提供を行う。(※再掲：地域子育て支援センター)	福祉子ども課
2	出張つどいの広場	地域子育て支援センターで実施している「つどいの広場」を、町内の他の施設で「出張つどいの広場」として開催し、親子の交流の輪を広げる。	福祉子ども課
3	子育てサロンの実施(★)	町立保育所を拠点とし、子育て中の保護者への相談援助、子育て情報の提供などを実施するとともに、親同士の交流の場を提供することで、子育ての不安や孤立感の軽減をはかる。	福祉子ども課
4	地域における子育て支援の拠点づくり(☆)	町立保育所、町立幼稚園を地域における子育て支援拠点と位置付け、家庭で子育てをする保護者の地域におけるつながりの場や子育てに対する不安を解消できる場として活用する。	福祉子ども課 教育委員会事務局 総務課
5	子育て教室	就園前の子どもとその保護者を対象に、親子のふれあいや育児情報の提供を行い、安心して子育てができるよう支援する。	健康対策課
6	絵本の読み聞かせ(ブックスタート)	読み聞かせを通して親子のふれあいや家族の育児参加を促す。	生涯学習課

#### (4) 親子の健康づくり支援

妊娠・出産期から新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子・父子健康手帳の交付や、各種健康診査等を行い、安心して出産に臨めるよう支援します。

また、乳幼児健診や予防接種を適切な時期に受けられるよう、保健指導に努めるとともに、親の育児力を高めるために健康教育等の充実をはかります。

さらに、県や医師会、学校保健など関係機関相互の連携をはかり、連絡調整や情報交換に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	母子・父子健康手帳の交付	妊娠中の母子の健康管理や乳幼児期の成長発達を記録するとともに、妊娠・出産・育児について正しく理解し、夫婦で協力して育児ができるよう支援する。	健康対策課
2	妊婦健康診査	妊娠中の健康管理および胎児の健やかな成長をはかるため、妊婦健康診査の助成を行う。また、妊婦の歯周疾患により早産や低出生体重児の危険性が高まることから、これらを予防するため妊婦の歯周疾患検診を行う。	健康対策課
3	産婦健康診査受診費用の助成(★)	産後うつや新生児への虐待予防をはかる観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の一部助成をする。	健康対策課
4	両親学級	安心して出産に臨め、親としての自覚を高めることができるよう、妊娠・出産に関する指導を行う。	健康対策課
5	乳幼児健康診査	乳幼児の疾病等の早期発見と子育ての支援を行うため、健康診査を実施する。 (3・4か月児健診、9・10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診)	健康対策課
6	予防接種の充実	感染症の発生および蔓延を予防するため、子どもの年齢に応じ予防接種を実施する。	健康対策課
7	健康教育の充実	親の育児力を高めるため、子どもの発達年齢に応じた教室を実施し、親が安心して子育てできるよう支援する。	健康対策課
8	食育の推進	食育推進計画にもとづき、食生活の基礎を確立し、「食べること」への興味を持たせ、生涯をとおして食の大切さを伝える。また、給食等に新鮮で安心な地元食材の活用をはかる。さらに、町内の幼稚園・保育園児を対象にさつまいも掘りなどを実施し、食に関わることへの興味・理解を広げる。	健康対策課 福祉子ども課 建設農林課 教育委員会事務局 総務課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
9	学校定期健康診断	内科検診、歯科検診、結核検診、眼科検診、耳鼻科検診、心電図検診、尿検査を実施する。	教育委員会事務局 総務課
10	医療体制の充実	小児医療体制の充実をはかるため、関係機関に働きかけ、医療サービスの向上に努める。	健康対策課
11	産後ケア事業の実施(★)	出産後に支援が必要な母子を対象に、ショートステイやデイケアの利用を通じて母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、育児不安の軽減をはかり安心して子育てができる支援体制を確保する。	健康対策課
12	家事支援サービスの提供(☆)	妊娠中や出産後に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行うサービスの提供を実施する。	健康対策課 福祉子ども課

#### (5) 経済的な支援への取組み

安心して子育てができるよう、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めるとともに、制度上の配慮を国や県に働きかけていきます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	児童手当	中学校修了前の児童を養育している人に児童手当を支給。既定の所得を超えた場合は、特例給付を支給する。	福祉子ども課
2	児童扶養手当	父(または母)と生計を同じくしていない児童、または父(または母)が重度の障害者の場合に、その18歳未満の児童(障害のある場合は20歳まで)を養育している人等に手当支給の相談・手続きを行う。(所得制限あり)(支給は県)	福祉子ども課 ※県事業
3	特別児童扶養手当	身体または精神に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している人に手当支給の相談・手続きを行う。(所得制限あり)(支給は県)	福祉子ども課 ※県事業
4	遺児福祉年金	引き続き当町に1年以上居住する18歳未満の遺児で、両親または片親が死亡またはそれと同様の状態にある遺児に遺児福祉年金を支給する。	福祉子ども課
5	重度心身障害者等福祉年金	身体障害手帳1～3級所持者、療育手帳A・B所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に対して重度心身障害者等福祉年金を支給する。	福祉子ども課
6	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭と寡婦の自立を支援するため、事業開始資金・就学資金等さまざまな貸付の相談・手続きを行う。(貸付は県)	福祉子ども課 ※県事業

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
7	交通遺児等援護会 激励金	交通事故や自然災害で父または母を亡くした 18 歳未満の児童の養育者に激励金支給の相談・手続きを行う。(実施は県社協)	福祉子ども課 ※県社協事業
8	J R 定期乗車券割引制度	生活保護または児童扶養手当の支給を受けている世帯は「J R 通勤定期乗車券」を 3 割引きで購入できる資格証を交付する。	福祉子ども課 ※県事業
9	ひとり親家庭等医療費助成	配偶者のない父・母で 18 歳未満 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで) の児童を養育している人と児童を対象に医療費を助成する。(所得制限あり)	国保医療課
10	子ども医療費助成	就学前の乳幼児、および小・中学生の子どもを対象に医療費を助成する。	国保医療課
11	出産育児一時金の支給	国民健康保険事業として、被保険者の出産に対して、出産育児一時金を支給する。	国保医療課
12	心身障害者医療費助成	身体障害者手帳 1 級～3 級または療育手帳 A・B を所持する人を対象に医療費を助成する。(所得制限あり)	国保医療課
13	精神障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級を所持する人を対象に医療費を助成する。(所得制限あり)	国保医療課
14	未熟児養育医療費助成	入院治療が必要な未熟児を対象に治療に要する医療の給付を行う。	国保医療課
15	産前産後の国民年 保険料免除制度	国民年金第 1 号被保険者が出産した場合、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除となる。	国保医療課
16	育成医療費の給付	身体に障害のある児童、または現存する疾患が障害を残すと思われる児童について、障害・疾患に対する治療費を軽減できるよう助成を行う。	福祉子ども課
17	障害児福祉手当	20 歳未満の在宅重度障害児で、常時介護を必要とする方に、手当支給の相談・手続きをする。(支給は県)	福祉子ども課 ※県事業
18	就学援助	要保護・準要保護就学援助 (所得制限有) 学用品費・新入学児童学用品費 (入学前支給有)・ 修学旅行費・野外活動費・給食費・部活動費の援助を行う。	教育委員会事務局 総務課
19	学校・幼稚園・保 育所給食費の軽減 (★)	一層の子育て支援の充実並びに保護者の経済的負担の軽減、また児童生徒、園児の食育の推進等を目的として、学校等給食費の負担軽減に努める。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
20	保育所保育料の軽減	保育所保育料を国の基準額より軽減するとともに、多子世帯の同時在園等の3歳未満児について、保育料を国基準よりもさらに軽減するなど、保育料の負担軽減に努める。	福祉子ども課
21	多子世帯に対する学童保育料の軽減(★)	女性の活躍推進および子育て支援の一層の充実をはかるため、多子世帯に対する保育料の減免を実施する。	生涯学習課
22	一般不妊・不育治療費の助成(★)	一般不妊治療や不育治療を望む夫婦に対し、高額となる治療費の一部を助成する。	健康対策課
23	紙おむつ専用指定袋の交付	子育て世代の負担軽減をはかるため、3歳以下の乳幼児を対象に、紙おむつ専用指定袋の交付を行う。	環境対策課
24	生活福祉資金の貸付(修学資金)	低所得世帯に対し、修学に必要な資金を貸し付ける。	社会福祉協議会
25	幼児2人同乗用自転車購入費助成(★)	6歳未満の幼児2人以上を養育されている人を対象に、安全基準に適合した自転車の購入費の一部を補助する。	福祉子ども課
26	マタニティ・子育てタクシー利用料金の助成(★)	妊娠中の母体の保護と精神的・経済的な負担の軽減をはかるため、対象者の外出に際するタクシー料金の一部を助成する。	福祉子ども課
27	幼児教育・保育無償化(★)	子育て世帯の経済的負担軽減により、子育て世帯を社会全体で応援していくため、令和元年10月から全国的に実施。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課
28	斑鳩町子ども・子育て支援に係る給食費補助金(★)	新制度に移行していない幼稚園について、低所得世帯(年収360万円未満相当)および第3子以降を対象に副食費の一部補助を実施する。 ※実費徴収にともなう補足給付事業	教育委員会事務局 総務課
29	実費徴収にともなう補足給付事業(☆)	保育所、町立幼稚園において、生活保護世帯等を対象に日用品、行事代などの実費徴収額の費用の一部助成を実施する。 ※実費徴収にともなう補足給付事業	福祉子ども課 教育委員会事務局 総務課

## (6) ノーマライゼーションのまちづくり

発達に心配のある児童への療育、教育、進路指導の充実をはかり、障害のある児童を対象とした放課後等デイサービスなどの障害児福祉サービスなどの充実努めます。

また、障害のある児童や外国につながる子どもなど、特別な支援が必要な子どもが早期に適切な支援が受けられるよう相談体制を充実するとともに、本人や保護者を含め、関係機関との連携強化に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	療育教室	心身の発達などについて心配のある幼児を対象に、遊びを通して、身体の発育、知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達を促し、豊かに伸び行く可能性を引き出すとともに、保護者の支援をはかる。	福祉子ども課
2	ペアレントトレーニングの開催(★)	障害や発育に特性のある児童の保護者を対象に、専門的な知識を有する講師から、子どもの行動理論や具体的な対応のしかたを伝え、家庭での児童の関わり方を通じて、児童の健やかな発達を促す。	福祉子ども課
3	発達障害支援相談体制の整備(一次相談の実施)(☆)	乳幼児の発達の遅れに不安を感じている保護者に対し、就園・就学にいたる療育や家庭教育についての相談体制を充実し、支援が必要と思われる乳幼児の就園・就学を円滑にすすめ、保護者の不安軽減をはかる。	健康対策課 福祉子ども課 教育委員会事務局 総務課
4	障害児福祉サービスの提供	障害のある児童に対して日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等、必要なサービスを提供する。	福祉子ども課
5	就学相談	小・中学校への就学等にかかる教育相談を実施。教育支援委員会と連携し、より適正な就学指導を行う。	教育委員会事務局 総務課
6	一日里親会	ひとり親家庭や両親のいない小・中学生と児童養護施設いかるが園の小・中学生を、町長が親代わりとなって、夏休みの楽しい一日を過ごし、互いの交流をはかる。	社会福祉協議会
7	通級指導教室(★)	町立小学校において、ことばや発達など、一人一人の学習の困難さに応じて指導や訓練を行う教室を、県の加配教員の配置を受けて開設する。	教育委員会事務局 総務課
8	町立保育所への作業療法士の派遣(★)	町立保育所において、障害のある児童の状況を把握し、個々に応じた保育を実施するため、作業療法士を定期的に派遣し、保育士に対し、児童の発育・発達に応じた関わり方について適切な指導を行う。	福祉子ども課

## 2 安心して元気に子育てできるまち

### (1) 多様な保育サービスと受け入れ体制の充実

全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、時間外保育や一時預かりの充実をはかり、多様な保育サービスの提供に努めます。

また、保育人材の確保に向けて、業務負担の軽減に努めるとともに、保育士を各種研修会に参加させるなど、安心して子どもを預けられる施設として保育サービスの質の充実をはかります。

さらに、子育てを地域社会全体で支え合うため、子育てサポーターの養成等に取り組みます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	保育所待機児童ゼロの維持	「保育所待機児童を発生させない」との方針のもと、保育人材の確保に努めるとともに、保育ニーズに対応した受け皿の確保について検討する。	福祉子ども課
2	延長保育事業	町立保育所において、保育所の保育時間外に特に必要と認められる児童に午後8時までの間に保育を行い、希望者には夕食を提供する。 ※町内私立保育所等においても実施	福祉子ども課
3	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	町立あわ保育園において、保護者の労働や傷病、入院等により家庭での保育が緊急・断続・一時的に困難となる児童を一定の期間保育する。 ※町内私立保育所等においても実施	福祉子ども課
4	一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))(☆)	2号認定による利用にも対応できるよう、町立幼稚園において預かり保育事業を、令和3年4月から実施する予定である。	教育委員会事務局 総務課
5	病児保育の利用助成(★)	西和地域病児保育事業以外の病児保育事業を利用する者に対し、利用料の一部を助成する。	福祉子ども課
6	病児保育事業(★)	県西和医療センター内において、西和5町による広域連携により病児保育事業を実施する。	福祉子ども課
7	子育てサポーターの養成	つどいの広場の管理を担う子育てサポートクラブやファミリー・サポート・センターなど、地域ぐるみでの子育て支援に向け、子育てサポーターの養成を促進する。	福祉子ども課
8	子育て短期支援利用事業	保護者が仕事や疾病、冠婚葬祭等により一時的に児童を養育できない場合に、児童福祉施設等で一定の期間、児童を養育・保護する。	福祉子ども課
9	広域保育事業	多様な保育ニーズ(交通手段、勤務地等の理由により町外の保育所を利用)に対応するため市町村を越えて保育を実施する。	福祉子ども課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
10	学童保育の充実	女性の活躍推進および子育て支援の一層の充実をはかるため、早朝の学童保育の実施について検討する。	生涯学習課
11	医療的ケア児受け入れのための体制整備（☆）	個々の医療的ケア児の状況に応じて、安全性を確保しながら医療的ケアと保育が提供されるよう関係機関と連携し対応する。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課
12	障害児受け入れのための体制整備（☆）	関係機関と連携し、障害の特性や発達段階などに応じた対応ができるように、保育・教育内容の充実をはかり、子どもが抱える課題や保護者の悩みに寄り添う支援を実施する。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課
13	ファミリー・サポート・センター事業（☆）	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ「ファミリー・サポート・センター」事業を実施する。	福祉子ども課

## （２）子育てと就労等の両立のための環境整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、子育て家庭に配慮した働き方の見直し等について、商工会等との連携のもとに、雇用者への啓発や情報提供に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	女性の就業・起業の支援（★）	企業や就業など、働こうとする女性の仕事にまつわる不安を和らげ、意欲を高めるためのセミナー等を通じて、女性がその個性や能力を社会のあらゆる場で発揮できるよう、男女双方の意識改革を促す。	まちづくり政策課
2	斑鳩町創業支援センターの運営（★）	創業を希望する人に対する経営計画の作成支援・相談・空き店舗紹介などの創業促進・テレワーク支援などを、ワンストップで行う創業支援の拠点として運営する。 コミュニティスペースやキッズスペースを備え、コミュニティの場として誰もがオープンに集える場所とする。	まちづくり政策課
3	労働時間短縮等の促進	仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間短縮や柔軟な労働形態の普及に向けた啓発を行う。	まちづくり政策課
4	育児休業制度の定着促進	育児休業の取得促進について、関係機関と連携しながらさまざまな機会を通じて制度の定着をすすめる。	まちづくり政策課
5	次世代育成支援対策推進法の周知	仕事と子育ての両立をはかるための雇用体制の整備、関係法制度などの啓発や情報提供を行う。	まちづくり政策課



### (3) 子どもたちの安全を守るやさしいまちづくり

子どもが安心して歩ける道づくりをめざし、通学路や散歩等園外活動経路の安全点検を行います。

また、交通事故から子どもを守るため、交通ルール・マナーの啓発活動を行うとともに、子どもに対する交通安全教室を実施します。

さらに、公共的施設や公共交通機関等での段差解消、授乳室の設置など、子育て家庭にやさしいまちづくりに努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	通学路等安全点検 (★)	通学路や保育所等の散歩経路の安全点検を関係機関とともに実施する。	教育委員会事務局 総務課 建設農林課 福祉子ども課
2	安心して歩ける道 づくり (★)	通学路等安全点検等による危険個所について、グリーンベルトの設置やゾーン30の設定など、安心して歩ける道づくりをすすめる。	建設農林課 都市整備課
3	交通指導者の街頭 指導	子ども達の通学時に交通安全の街頭指導を行う。	建設農林課
4	交通安全教室	交通ルール・マナー・交通安全意識の普及をはかるため、幼稚園・保育所・小学校で交通安全教室を実施する。	建設農林課
5	公園広場の維持管 理	町管理の公園・広場の維持管理を行うとともに、遊具等の整備を行い、安全確保をはかる。	都市整備課
6	公共施設のバリア フリー化	公共施設整備に際して、スロープの設置や段差をなくすとともに、授乳室やベビーベッドなどの設置に努める。	全課

### 3 心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち

#### (1) 就学前教育の充実

幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う人材の配置について検討し、全ての子どもが心豊かに成長できる就学前教育・保育内容の充実をはかります。

また、園児が安全かつ安心して活動できるよう、施設・設備の必要な整備をはかります。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	医療的ケア児受け入れのための体制整備(☆) ※再掲	個々の医療的ケア児の状況に応じて、安全性を確保しながら医療的ケアと保育が提供されるよう関係機関と連携し対応する。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課
2	障害児受け入れのための体制整備(☆) ※再掲	関係機関と連携し、障害の特性や発達段階などに応じた対応ができるように、教育・保育内容の充実をはかり、子どもが抱える課題や保護者の悩みに寄り添う支援を実施する。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課
3	幼稚園と保育所の交流	幼稚園と保育所が互いに交流し、質の高い就学前教育の提供につなげる。また、幼稚園教諭が保育研修し、保育士が幼稚園で教育研修をすることで、相互の資質向上をはかる。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課
4	施設の整備・充実	園児が安全かつ安心して活動できるよう、幼稚園・保育所の施設の整備を計画的にはかる。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課

#### (2) 学校教育の充実

子どもたちが豊かな人間性や社会性を育み、自ら学び、生きる力をつけていけるよう、自然や歴史、文化などにふれる体験学習や、国際化や情報化などの時代背景に対応した取組みを推進します。

また、次代の斑鳩町を担う子どもたちが地域に親しみを感じ、郷土愛を育む取組みをすすめます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	学校施設の整備	児童・生徒が安全かつ安心して活動ができるよう、計画的に施設の整備をすすめる。	教育委員会事務局 総務課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
2	総合的な学習推進	自然や地域、人とのふれあいなどを通して、子どもたちの「生きる力」を育てるため、国際理解・地域学習・情報・環境・福祉・健康・仕事など教科の枠を超えた「総合的な学習」を推進する。	教育委員会事務局 総務課
3	学校図書の実	図書司書を配置し、司書教諭との連携により、図書室の実をはかり、児童生徒の読書活動を通して健全な教養の育成をはかる。	教育委員会事務局 総務課
4	職業体験学習の実	将来の就労に対する関心や勤労の大切さを学ぶ機会として、町内の事業所等に協力いただき、中学生がさまざまな職業を体験する。	教育委員会事務局 総務課
5	思春期健康教室	小学生や中学生を対象に、性感染症やたばこに対する正しい知識をとおして、命の大切さや自分の体の健康に対する意識の向上をはかる。また、発達段階に応じた性教育を学校において指導する。	教育委員会事務局 総務課 健康対策課
6	特別支援教育の実	特別な支援の必要な児童生徒の教育について、障害の状態や特性、発達段階に応じて、よりよい環境を整え、その可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加できるよう、指導方法の実・進路指導の実、障害のある児童・生徒の理解促進・教育条件の整備実を努める。	教育委員会事務局 総務課
7	小中連携教育	町立の3小学校と2中学校が連携し、子どもたちが地域に愛着と誇りを持ちながら心豊かに育つよう貴重な文化遺産を活用して、伝統や文化の尊重、郷土への愛着を育むよう一貫した道徳教育を実施する。また、英会話学習によりコミュニケーション能力の育成並びに国際理解の向上をはかるとともに、「体験入学」や「ようこそ先輩」など小中交流をすすめる、不登校防止対策や小学校から中学校への円滑な移行をはかる。	教育委員会事務局 総務課
8	少人数学級の編制	基礎学力および基礎的学習・生活習慣の定着をはかるため、小・中学校で国の基準より少人数で学級編成し、必要な講師を配置する。	教育委員会事務局 総務課
9	学校評価制度	教職員、児童生徒、保護者、地域関係者などによる評価者により、学校運営全般について専門的・客観的立場から評価を行う。評価結果は、学校設置者などにフィードバックし、学校運営の質の向上をはかる。	教育委員会事務局 総務課
10	外国語指導助手の配置	外国語指導助手（ALT）を雇用し、質の高い語学指導を提供し、国際理解と英語コミュニケーション力の向上をはかる。また、令和2年度の小学校英語の教科化等について、ALTの実をはかる。	教育委員会事務局 総務課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
11	情報教育の推進 (★)	教科等の授業や学習などにコンピュータ等を適切に活用し、児童生徒の情報モラルや情報活用の実践力を養うなど、情報化に対応した人材育成をはかる。また、ICT教育、プログラミング教育の推進をはかる。	教育委員会事務局 総務課
12	学習支援事業（スクールサポート） (★)	教員OB等の経験豊かな人材との協働により、その経験を児童生徒の学習支援に生かし、学力、学習意欲の向上をはかる。	教育委員会事務局 総務課
13	斑鳩を身近に感じる学習の実施	法隆寺や藤ノ木古墳などの校外学習の実施、稲作体験やさつまいも堀りなどの体験学習を通して、生まれ育った斑鳩町に愛着を持てる取組みを推進する。	教育委員会事務局 総務課

### （３）子どもを犯罪や虐待から守る体制づくり

子どもが自分自身を守るための防犯教育に取り組むとともに、子どもを地域で見守る地域防犯体制の強化をはかり、子育て家庭に対し犯罪を未然に防ぐための情報提供に努めます。

また、増加する児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会の機能強化や相談・解決のために関係機関の連携・協力体制の充実をはかります。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	防犯教育の推進	子どもが自分自身を守る意識や方法を身に着けるための教育を推進する。	教育委員会事務局 総務課
2	子ども安全安心メールの配信	地域や学校、警察などから寄せられた斑鳩町や周辺地域の不審者情報を、インターネットを通して保護者の携帯電話に配信し、情報の迅速な伝達をはかる。	教育委員会事務局 総務課
3	学校安全ボランティアの支援	通学路や学校内外の巡視と防犯指導など、児童生徒を地域ぐるみで見守る学校安全ボランティアの支援を行う。	教育委員会事務局 総務課
4	こども 110 番の家の設置	子どもを狙った凶悪事件が多発するなか、登下校時などに子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込むことのできる「こども 110 番の家」を設置する。	総務課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
5	防犯カメラ設置事業補助金(★)	安全で安心なまちづくりを推進し、自発的な防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置しようとする自治会に対し、防犯カメラの設置に要する費用の一部について、補助金を交付する。	総務課
6	通学路への防犯カメラの運用(★)	小中学校の通学路等(20箇所)に設置した防犯カメラの運用を行う。	総務課
7	生活安全推進協議会による巡回指導	子どもを犯罪から守る活動のため、西和地区地域安全推進委員と連携し、夏休み等の長期休暇中の巡回指導等を行う。	総務課
8	自治会防犯灯設置への助成	防犯灯の設置を促進するため、自治会等が行う防犯灯設置工事に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務課
9	自治会防犯灯維持管理への助成	自治会等が設置し維持管理している防犯灯について、地域の防犯に役立てるため、電気料金の全額補助を行う。	総務課
10	要保護児童対策地域協議会による虐待の早期発見・防止	要保護児童対策地域協議会に専門職員を配置し、見守りの必要な家庭に関する情報交換を行うとともに支援内容について協議を行う。また、担当者による実務者会議や必要に応じてケース検討会議を開催し、細やかな支援に努める。	福祉子ども課
11	養育支援の充実	児童虐待等防止補助員を配置し、虐待などの通報のあった家庭等、見守りの必要な家庭を訪問し、支援につなげる。	福祉子ども課
12	子ども家庭総合支援拠点の設置(☆)※再掲	子育て家庭と妊産婦等を支援するため、子育て世代包括支援センター等の関係機関と情報を共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行う拠点を設置する。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課 健康対策課

#### (4) 子どもの貧困対策の推進

厚生労働省「平成28年度国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率は13.9%となっており、約7人に1人が貧困状態とされています。貧困状態にある世帯で育つ子どもは、医療や食事、学習、進学等の面で極めて不利な状況に置かれ、地域や社会から孤立し、将来も貧困から抜け出せない（いわゆる負の連鎖）傾向にあることが明らかになりつつあります。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、困難を抱えている子どもとその家庭を支援し、子どもの貧困対策を推進します。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	就学援助 ※再掲	要保護・準要保護就学援助（所得制限有） 学用品費・新入学児童学用品費（入学前支給有）・ 修学旅行費・野外活動費・給食費・部活動費の援助 を行う。	教育委員会事務局 総務課
2	生活福祉資金の貸 付（修学資金） ※再掲	低所得世帯に対し、修学に必要な資金を貸し付け る。	社会福祉協議会
3	学習支援事業（ス クールサポート） ※再掲	教員OB等の経験豊かな人材との協働により、その 経験を児童生徒の学習支援に生かし、学力、学習意 欲の向上をはかる。	教育委員会事務局 総務課
4	一日里親会 ※再掲	ひとり親家庭や両親のいない小・中学生と児童養護 施設いかるが園の小・中学生を、町長が親代わりと なって、夏休みの楽しい一日を過ごし、互いの交流 をはかる。	社会福祉協議会
5	子ども食堂への支 援（☆）	民間の子ども食堂と連携・協力することにより、子 どもの居場所づくりを支援する。	福祉子ども課
6	フードドライブ事 業（☆）	食品ロスを解消し、食品を必要としている人々につ なが「フードドライブ」の実施について検討する。	福祉子ども課 環境対策課 社会福祉協議会
7	子ども家庭総合支 援拠点の設置 （☆）※再掲	子育て家庭と妊産婦等を支援するため、子育て世代 包括支援センター等の関係機関と情報を共有し、実 態把握や相談対応等のソーシャルワークを行う拠 点を設置する。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課 健康対策課
8	斑鳩町子ども・子 育て支援に係る給 食費補助金（★） ※再掲	新制度に移行していない幼稚園について、低所得世 帯（年収360万円未満相当）および第3子以降を対 象に副食費の一部補助を実施。 ※実費徴収にともなう補足給付事業	教育委員会事務局 総務課
9	実費徴収にともな う補足給付事業 （☆）※再掲	保育所、町立幼稚園において、生活保護世帯等を対 象に日用品、行事代などの実費徴収額の費用の一部 助成を実施する。	福祉子ども課 教育委員会事務局 総務課

## (5) 地域における学びと遊びの機会の充実

地域の中で子どもが適切な遊びや学びを通して、豊かな人間性を育めるよう支援します。

また、多彩なスポーツ・レクリエーション活動を身近にできるよう、さまざまな年代が参加できるスポーツ活動を支援します。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	ホリディ学園	自然の中での遊びを通し集団活動や協調性などを学ぶホリディ学園を、小学校4～6年生を対象に開校する。	生涯学習課
2	町立図書館の充実	子どもを含むあらゆる町民の文化と教養の場となるよう、蔵書資料の充実をはかりながら、魅力ある図書館づくりをすすめる。	生涯学習課
3	電子図書館サービスの充実(★)	地域における学びの機会の充実をはかるため、図書館に来館しなくても、自宅やその他の場所でパソコンやタブレット・スマートフォンを使って図書が見られる電子図書館サービスを充実させ、子育て支援に役立てる。	生涯学習課
4	子ども向けの図書館行事等の充実	就学前の子どもを対象に「おはなし会」、小学生を対象に「1日図書館員」、小中高校生に対して「えほんのひろば」等を実施する。また、年間を通じて子どもたちの調べ学習に対する支援を行う。	生涯学習課
5	公民館の適切な維持管理	地域住民のふれあいの中心的施設である公民館施設の適切な維持管理を行う。	生涯学習課
6	スポーツ・レクリエーション活動	総合型地域スポーツクラブにおいて、さまざまなスポーツ教室や大会、レクリエーション活動を開催する。	生涯学習課
7	スポーツ施設の整備充実	子どもを含むあらゆる町民の身近なスポーツ拠点として、体育施設の管理運営を行うとともに施設の設備・充実に努め、生涯スポーツの振興をはかる。	生涯学習課
8	斑鳩町文化財活用センターの活用	「勾玉づくり」や「1日学芸員体験」など、子どもたちが地域の文化財を身近に感じられるよう、小学校4～6年生を対象とした、こども考古学教室を開催する。	生涯学習課
9	放課後子ども教室	小学生を対象に、勉強やスポーツ、文化活動を通して地域の人たちとの交流を行う放課後こども教室を開催する。放課後の状況の変化にとまない、実施形態や日程等について見直しを行う。	生涯学習課
10	環境教室	良好な環境意識の向上を目的に、斑鳩町の次世代を担う小学生とその保護者を対象として、環境教室を開催する。	環境対策課

## (6) 青少年の健全育成

子どもたちの「いきる力」や「豊かな心」が育まれるよう、ボランティア活動等の取組みを支援します。

また、青少年の非行防止のため、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	福祉教育の推進	町内の小学校・中学校・高校におけるボランティア活動等に対して、社会福祉協議会が助成を行い、支援する。	社会福祉協議会
2	青少年の健全育成	青少年問題協議会により、青少年の非行防止のための巡回や啓発、相談事業を実施し、地域ぐるみでの青少年の健全育成に向けた環境づくりをすすめる。	生涯学習課



## 4 ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち

### (1) 子育て支援ネットワークの整備

子育て家庭や子どもの成長を見守り、支えられるよう、関係機関を交えた子育てのためのネットワークづくりに努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	子ども家庭総合支援拠点の設置 (☆) ※再掲	子育て家庭と妊産婦等を支援するため、子育て世代包括支援センター等の関係機関と情報を共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行う拠点を設置する。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課 健康対策課
2	ファミリー・サポート・センター事業 (☆) ※再掲	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ「ファミリー・サポート・センター」事業を実施する。	福祉子ども課
3	民生・児童委員研修会	子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などを通して、地域における児童の健全育成にかかわる委員の資質向上をはかる。	社会福祉協議会

### (2) 身近な地域活動やコミュニティ活動の促進

住民相互の結びつきと支え合いによる信頼と安心の地域コミュニティを支えるさまざまな地域活動への支援に努めます。

また、住民相互の交流を促進するため、地域公共交通の充実に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	小地域福祉会の組織化支援と活動支援	子どもも高齢者も元気に明るく過ごせる、あたたかな見守りのある地域づくりのため、小地域福祉会の組織化と活動の支援を行う。	社会福祉協議会
2	地域公共交通の充実	子育て世代の外出支援など、住民相互の交流を促進するため、コミュニティバスなどの地域公共交通の充実に努める。	まちづくり政策課

### (3) サークル活動や団体活動の育成

住民と行政がよきパートナーとして協働のまちづくりをすすめ、子育てを支える人づくりやボランティア活動やサークル活動の支援に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	ボランティア育成と活動支援	子どもたちが健やかに安全に育つための支援をするボランティアの育成・支援を行う。	社会福祉協議会
2	サークル活動の支援	住民と行政の協働のまちづくりの観点から、子育てに関する住民活動の周知や参加者・スタッフ募集などの情報発信・共有および団体間の連携などのしくみづくりについて支援を行う。	まちづくり政策課
3	子育てサポートクラブの支援	つどいの広場の運営など、地域の子育て支援に活躍する子育てサポートクラブの活動を支援するとともに、サポーターの養成に努める。	福祉子ども課
4	子育てサポートグループ作りの支援(☆)	住民と行政の協働のまちづくりにより、新たな子育てサポートグループの立ち上げを支援する。	福祉子ども課

### (4) 異世代の交流促進

幼稚園や保育所、小・中学校において、異年齢児の交流をはかるとともに、地域の高齢者等、異世代との交流を促進します。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	異年齢児交流	未就園児・幼稚園児・保育所児・小・中学生等とさまざまな機会をとおして、異年齢児との交流をはかる。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課
2	子どもと地域住民との交流	幼稚園児・保育所児が地域住民を園行事に招待したり、施設訪問したり等、地域住民との交流をはかる。また、小・中学生が、総合的な学習などをとおして、地域住民との交流を深める。	教育委員会事務局 総務課 福祉子ども課
3	一日保育士体験(☆)	小学生を対象に、小さい子どもたちとの関わりを通じ、保育の仕事に興味を持つことができる機会を提供する。	福祉子ども課

### (5) 子育て支援事業等の周知・広報

子育て支援事業を広く周知するとともに、子どもの人権に関する啓発に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	子育て応援アプリシステムの運用(★)	子育て応援アプリを活用し、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象とした子育て情報の効果的な発信を行う。	福祉子ども課
2	子育て支援情報の一元化(★)	官民協働により子育て応援ブックを作成し、子育て情報の一元化と分かりやすい情報提供に努める。	福祉子ども課
3	教育・保育サービスの総合的な情報提供	幼稚園や保育所などを保護者が選択しやすいよう、教育・保育サービスの保育体制等について総合的な情報提供に努める。	福祉子ども課 教育委員会事務局 総務課
4	子どもの人権に関する啓発	人権セミナー等により、子どもを権利を持った一人の人間として尊重するための啓発活動に努める。	生涯学習課 住民課

### (6) 庁内体制の強化

子育て応援のまちづくりを推進するため、行政部局間の連携を強化し、各行政分野を超えて施策の立案と推進に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	庁内体制の強化	子育て応援のまちづくりを推進するため、行政部局間の連携を強化し、各行政分野を超えて施策の立案と推進に努める。	全課

## 第7章 計画の推進体制について

### 1 計画の推進、点検・評価について

---

本計画を住民とともに、町をあげて推進していくために、広く住民をはじめ家庭や地域、関係機関等と行政が一体となって取り組んでいきます。

また住民一人ひとりが、それぞれの立場で子育て支援を行い、子育て環境の充実した地域社会づくりができるように努めていきます。

#### (1) 住民と協働の推進体制

##### ① 行政の役割

- 本計画の内容を広く住民に知らせる。
- 家庭、民間事業所、地域等が整合性のとれた支援を提供できるよう調整し、各種施策を最大の効果が得られるよう創意工夫を凝らして総合的、計画的に推進する。
- 家庭や地域では果たせない役割を行政が補い、地域づくりにおいて中心的な役割を果たす。

##### ② 住民の役割

- 地域の子育て支援に関心を持ち、まちづくりの主体としての意識を高める。
- ボランティア等の活動に参加して、地域の子育て支援に貢献する。

##### ③ NPO等住民活動団体の役割

- 活動情報を発信して、賛同する住民に活動の場を提供する。
- 専門的知識や情報を活用して、住民ニーズに応える社会サービスの担い手になる。

##### ④ 事業者の役割

- 地域の教育・保育サービスや地域子育て支援事業の充実に積極的に貢献する。
- 事業者の持つ情報やノウハウを活用して、地域の子育て支援の活動に取り組む。

## (2) 計画の管理・評価

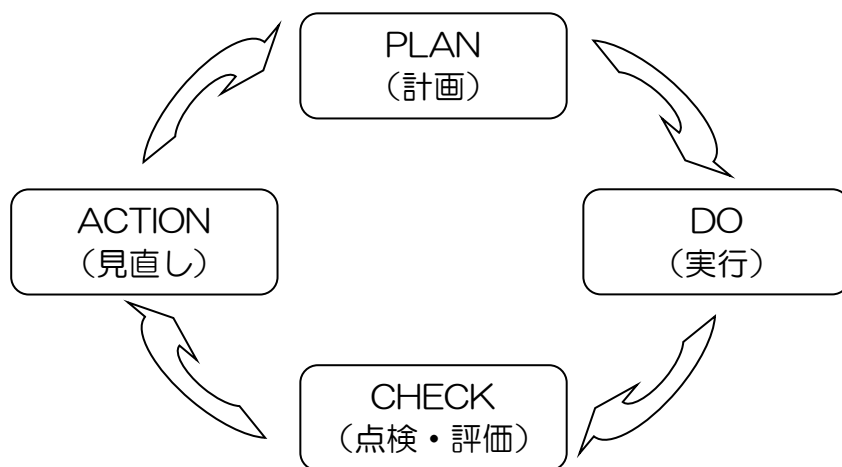
各年度において、本計画に基づく施策の実施状況について、「斑鳩町子ども・子育て会議」において点検・評価し、これに基づき対策を実施します。

なお、本計画における事業の内容・方針は、住民ニーズの変化、社会・経済情勢の変化や国の動向等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

住民ニーズの変化、社会・経済情勢の変化や国の動向等に適格かつ柔軟に対応するために、本計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方に基づいて行います。

PDCAサイクルとは、個々の事業ごとにPLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（点検・評価）→ACTION（見直し）の4段階を回り、現状を把握し、見直した後、再度PLANに戻るサイクルです。こうして具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回して事業の継続的な改善をはかることを年度ごとに繰り返し、計画を進行管理しながら、施策全体の改善および向上へとつなげていきます。

### ◆PDCAサイクルによる事業推進



## (3) 計画の公表

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりにむけて、行政だけでなく、住民をはじめ家庭や地域、関係機関等それぞれの立場における取組みを示すものです。

そのため、住民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、取組みを実践していけるよう、ホームページ等を活用し、本計画の内容を公表し、住民への周知徹底をはかります。

## 参考資料

### 1 計画の策定経過

日程	会議の名称等	主な内容
平成30年11月19日	平成30年度 第1回 斑鳩町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（進捗状況）について</li> <li>●第2期 斑鳩町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート）について</li> </ul>
平成30年12月5日 ～12月25日	斑鳩町子育て支援に関するニーズ調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前：町内の0歳から5歳の子どもがいる世帯700世帯</li> <li>・小学生：町内の小学生のいる世帯700世帯</li> </ul> </li> <li>・回収状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効回収数：就学前 357件 小学生 348件</li> <li>・有効回収率：就学前 51.0% 小学生 49.7%</li> </ul> </li> </ul>
令和元年6月28日	令和元年度 第1回 斑鳩町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2期 斑鳩町子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>●斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（進捗状況）について</li> <li>●第2期 斑鳩町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート）結果について</li> </ul>
令和元年10月8日	令和元年度 第2回 斑鳩町子ども・子育て会議	●第2期 斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年11月2日	子育てタウンミーティング	子育て世代の意見聴取
令和元年12月11日	令和元年度 第3回 斑鳩町子ども・子育て会議	●第2期 斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年12月20日 ～令和2年1月17日	パブリックコメントの実施	●第2期 斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集
令和2年2月28日	令和元年度 第4回 斑鳩町子ども・子育て会議	●第2期 斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）の最終確認

## 2 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例

---

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に係る施策に関する事項を審議するため、斑鳩町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民生活部福祉子ども課が所掌する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例の廃止)

2 斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例(平成17年3月斑鳩町条例第1号)は、廃止する。

付 則(平成27年条例第37号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年条例第2号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



### 3 斑鳩町子ども・子育て会議委員名簿

任期（平成30年4月1日～令和2年3月31日）

区 分	氏 名	所属・役職名
子どもの保護者	林 泰子	保育園保護者会 ※平成31年4月1日～
	廣津 順子	保育園保護者会 ※平成30年4月1日～平成31年3月31日まで
	東 輝子	斑鳩町PTA協議会（幼稚園） ※平成31年4月22日～
	小城 世督	斑鳩町PTA協議会（幼稚園） ※平成30年4月1日～平成31年4月21日まで
	松本 直也	斑鳩町PTA協議会（小・中学校）
子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	藤崎 隆明	斑鳩黎明保育園理事長
	上田 昌功	法隆寺幼稚園副園長
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	粕井みづほ	畿央大学 教授
その他町長が必要と 認める者	田中 淑子	民生児童委員
	新谷 雅史	町医師会会長
	富井 祐子	子育てサポートクラブ「ゆりかご」会長
	田口 玲子	人権教育推進協議会 青少年問題協議会

**第2期 斑鳩町 子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年度～6年度)**

発行年月：令和2年3月

発行：斑鳩町住民生活部福祉子ども課

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

Tel 0745-74-1001 Fax 0745-74-1011